

## 高崎健康福祉大学に対する大学評価（認証評価）結果

### I 判定

2023年度大学評価の結果、高崎健康福祉大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2024年4月1日から2031年3月31日までとする。

### II 総評

高崎健康福祉大学は、「自利利他」を建学の精神とし、さらに、人間尊重と人間理解を基調として、「人類の健康と福祉に貢献する」ことを建学の理念に掲げ、「人々の健康と福祉および社会の発展に貢献する有為な人材を育成するために広く豊かな教養と各学科の専門知識・技術を深く教授し、併せて快適な人間生活の方策を攻究する」ことを目的に定めている。これらの理念・目的の達成及び大学運営や教育研究活動の充実に向けて、2020年度から6年間の中期計画を策定し、大学のブランド力の向上、少子化が進む社会での持続性、教育の質的転換、質保証、財政基盤の確立の5つの戦略を柱としている。例えば、教育の質的転換において、「学習支援体制の強化と教育の質的転換」を掲げ、少人数による学習支援の体制強化、ルーブリック等を用いた学習成果の測定等など、具体的な戦略・施策を明示した中期計画に沿って教育研究活動の充実に向けて取り組んでいる。

内部質保証については、2022年に「高崎健康福祉大学内部質保証に関する規程」を改定し、これによって「大学運営協議会」を内部質保証の推進主体と位置づけ、各学部・研究科等が実施する点検・評価の企画・実施を担う「FD・自己点検委員会」からの報告を受けて、改善を指示することで大学全体のPDCAサイクルを機能させる仕組みを構築している。具体的には、2022年度に各学部・研究科で実施した点検・評価の結果を「FD・自己点検委員会」がとりまとめ、それを受けて「大学運営協議会」にて課題と改善策を文書にして2023年度に各学部・研究科に通知するに至っており、内部質保証システムは機能し始めているといえる。なお、各学部・研究科では同文書を受けて、改善に取り組んでいるところであるため、今後は「大学運営協議会」にて各学部・研究科の改善活動の進捗を確認し、内部質保証システムを十全に機能させ、教育の充実及び学生の学習成果の向上につなげることを期待したい。

教育については、学科・専攻ごとに学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を定め、資格取得に関する必須

科目との整合性を図りながら、学位ごとに体系的なカリキュラムを編成している。また、授業科目ごとの関係性を明示したカリキュラムマップを作成し、学生が分野ごとに順次的・体系的に履修できるようにしている。そのうえで、学修ポートフォリオを一部の学科で先行的に導入し、これを各学科の専門性に応じて変更できるようにし、全学的な取り組みへと移行していることから、学生の主体的な学びを促し、学習成果の可視化及びその結果を活用した教育改善へと発展することが期待できる。

さらに、中期計画に示したように学習支援体制の強化に取り組んでおり、全ての学部・学科でアドバイザー教員による相談体制を設けており、全専任教員がアドバイザーを務めることで少人数の学生への相談・支援を可能としている。アドバイザーと授業担当教員、学年担任が連携し、欠席が続く学生や成績が振るわない学生を早期に見つけ出し、適宜・適切な支援を行うとともに、「キャリアサポートセンター」とも連携して学生が希望するキャリアパスへと導く支援に教職協働で取り組み、留年・退学率が低くとどまっていることは高く評価できる。また、単なるボランティア活動ではなく、市民のなかに入って地域課題を解決することに学生が携わることを推奨しており、これを担う「ボランティア・市民活動支援センター」が窓口となって地域課題を収集し、その解決に教育と連携して取り組んでいる。なかでも、「子ども・家族支援センター」では専門家を配置し、子ども教育学科の学生と連携して「親子ふれあい教室」を運営しており、障がいのある子どもを受け入れるなど福祉の面で先進的な取り組みも見られ、地域課題の解決に加え、学生が実社会と接することで学問を深化させ、市民意識の醸成や他者への理解を図っていることは、建学の精神を実現する優れた取り組みといえる。

一方で、改善すべき課題もいくつか見受けられる。まず、定員管理について、学部では一部の学部・学科で定員超過または未充足の状況、研究科では定員未充足の状況が見られる。これに対し、2023年度には定員増を行うなどの改善を実施しているが、引き続き適切な定員管理に取り組むことが求められる。次に、教育に関して、研究科では学習成果の把握・評価が十分でないため、学位授与方針に示した知識・技能・態度等を測定する指標を開発し、取り組むことが望まれる。さらに、教員の資質向上に関し、一部の研究科では大学院固有のファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）の取り組みが見られないため、改善が求められる。

当該大学では、全ての学部を1つのキャンパスに集約することで大学の機能強化及び学生の利便性の向上に取り組む予定としており、さらに、このキャンパス再編と並行して学部・学科の横のつながりの強化にも取り組み始めている。具体的には、学長主導のもと共通教養科目「健大で学ぶ Well-being」を開講し、専門性の異なる学科が連携することで学生の学科を超えた交流を促す試みを始めている。今後は、これらの取り組みを進めるとともに、その質を保証する仕組みを機能させ、教育の充実につながることを期待したい。

### Ⅲ 概評及び提言

#### 1 理念・目的

##### <概評>

- ① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

当該大学では、建学の精神である「自利利他」及び建学の理念である人間尊重と人間理解を基調として、「人類の健康と福祉に貢献する」ことを定めている。これに基づき、大学の目的として、「人々の健康と福祉および社会の発展に貢献する有為な人材を育成するために広く豊かな教養と各学科の専門知識・技術を深く教授し、併せて快適な人間生活の方策を攻究する」ことを掲げている。さらに、大学院の目的として、「学部における広い教養並びに専門的教育の上に、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、さらに進んで研究指導能力を養い、もって人類の健康と福祉の増進に貢献すること」を掲げている。また、大学・大学院の目的の根源となる建学の理念については、大学ホームページに掲載している。

そのうえで、建学の理念及び大学の目的を踏まえ、学部・学科、研究科・専攻・課程ごとに、大学の人材育成その他の教育研究上の目的を定めている。例えば、健康福祉学部医療情報学科では、「健康・医療に関する専門知識及び情報技術に関する先進的知識と実践的スキルを兼ね備えた健康・医療分野の情報化を担う人材」の養成を目的としている。また、健康福祉学研究科医療福祉情報学専攻修士課程では、「健康・医療・福祉に関する該博な知識と高度な情報通信技術をもって、健康・医療・福祉分野の情報化を推進することのできる専門的職業人、および医療保健福祉に関わる情報学の教育・研究者を養成する」ことを目的としている。

以上のことから、建学の理念に基づき、大学・大学院の目的を定め、そのうえで、学部・学科、研究科・専攻・課程ごとに教育研究上の目的を適切に設定している。また、学部・研究科の目的は、大学の目的を反映して人類の健康と福祉に貢献する有為な人材育成と密接に関連する内容であり、大学の目的と連関し、専門的人材の育成を視野に入れており、適切である。

- ② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

大学・大学院の目的及び学部・研究科の目的は、「高崎健康福祉大学学則」（以下「学則」という。）及び「高崎健康福祉大学大学院学則」（以下「大学院学則」

という。)に明示している。また、各学部・研究科における人材育成その他の教育研究上の目的については、学則・大学院学則にて別に定めると規定しており、「高崎健康福祉大学人材養成に係る目的」「高崎健康福祉大学大学院人材養成に係る目的」「学部・学科等の教育研究上の目的」に明示している。これらの目的は、各学科や専攻ごとに学科長や専攻長の提案に基づいて学科会議等に付託され、その結論は学部教授会や研究科委員会を経て最終的に学長の承認を得て制定している。なお、「学部・学科等の教育研究上の目的」については、内容が人材養成の目的に重きが置かれていることから、大学における教育研究の方向性も含め、学部・学科及び研究科・専攻の教育研究上の目的の方向性を検討することが期待される。

大学・大学院の目的、各学部・研究科における人材育成その他の教育研究上の目的については、教職員、学生、社会に対して周知を図るため、大学ホームページ、『履修ガイド』、『大学院生ハンドブック』に掲載し、学内外に広く公表している。さらに、2023年度からは、新入生を対象に自校教育の場として、「健大で学ぶ Well-being」を必修科目として新設し、同科目を通じて大学の理念や目的について新入生への理解の推進を図っている。今後は、その成果とともに、学部・学科を横断した取り組みが展開されることを期待したい。

以上のことから、大学の目的及び学部・研究科の目的については、学則等に明示したうえで、学生・教職員及び社会に対して周知・公表している。

**③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。**

建学の理念、大学・大学院の目的、学部・研究科における目的等を実現するため、「学校法人高崎健康福祉大学中期計画」（以下「中期計画」という。）を策定し、「教育の理念の特色の可視化および広報戦略の見直し」「永続性を有する大学」等の5つの基本戦略を掲げている。そのなかで「本学の設置とこれまでの経緯」を「高崎健康福祉大学の開学と学部学科の改組、新增設」「地域社会への取り組み」「グローバル化への取り組み」の3つの視点から振り返りつつ、「中期計画の基本構想」を述べている。

なお、大学としての長期的な見通しや将来的に大学が目指すあり方などを示すビジョンや長期計画等については明文化していないが、建学の理念を実現するための将来の見通しを持ち、学内で検討を進めているため、長期的な計画等の策定の実現が期待される。

以上のことから、大学として将来を見据えた中期計画を設定しているといえる。

## 2 内部質保証

### <概評>

#### ① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

内部質保証のための全学的な方針として、「高崎健康福祉大学内部質保証方針」を定めている。同方針において、「教育、研究、社会貢献等の活動状況について各部門、各種委員会内で自ら点検及び評価を行い、PDCAサイクルを適切に機能させることによって質向上への取り組みが恒常的・継続的に行われるよう、内部質保証システムを整備し、全学的な観点から改革・改善を進める」ことを定めている。

また、前回の大学評価（認証評価）結果において、その実効性に課題があるとの指摘を受け、2022年に「高崎健康福祉大学内部質保証に関する規程」を改定し、同規程に内部質保証の手続を明示している。具体的には、PDCAサイクルの実務を各部門・部署が実施し、自己点検・評価シートを「FD・自己点検委員会」へ提出する。「FD・自己点検委員会」は自己点検・評価の結果を「大学運営協議会」へ報告し、「外部評価委員会」は「大学運営協議会」から報告のあった自己点検・評価を検証して、その結果を「大学運営協議会」に報告することとなっている。そのうえで、大学全体のPDCAサイクルの実施責任組織である「大学運営協議会」は、各学部・研究科・センター等の自己点検・評価結果の報告を受け、改善事項等を承認する役割を果たすとしており、各学部・研究科及びセンター等へのフィードバックを書面もしくは口頭で行っている。

以上のことから、内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているといえる。

#### ② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

内部質保証の推進に責任を負う組織を「大学運営協議会」としている。「大学運営協議会」は、内部質保証に係る全ての責任を負う組織として位置づけ、「FD・自己点検委員会」による報告を承認する役割を果たしている。他方で、同協議会は、内部質保証推進組織に特化した組織ではなく、議事内容も学科からの提案・報告等多岐にわたっている。

内部質保証に係るその他の組織として、「FD・自己点検委員会」は、自己点検・評価に関する定期的な実務を行う組織であり、「高崎健康福祉大学FD・自己点検委員会規程」において、「自己点検・評価に関する事項」「内部質保証責任主体に対する報告関連事項」等の学内・学外の連絡調整、審議を行っている。なお、学長補佐チームは直接内部質保証に関わらず、「FD・自己点検委員会」が主導する自己点検・評価結果とは異なる視点から、内部質保証システムを支える役割を担っている。

以上のことから、内部質保証の推進に責任を負う組織を「大学運営協議会」とし、「FD・自己点検委員会」が実施する自己点検・評価に基づくPDCAサイクルの構築を試みている。

③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

3つのポリシー（学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー））を学部・学科、研究科・専攻・課程ごとに策定しており、各学部・学科、研究科で点検作業を行っており、3つのポリシーを策定するうえでの全学としての基本的な考え方、大学としての体系的な3つのポリシーについては検討を行っている。

内部質保証活動の実施に関しては、「高崎健康福祉大学自己点検・評価規則」に内部質保証を含む10項目を自己点検・評価の項目として掲げている。また、内部質保証のための点検・評価及びその改善・向上の計画的な実施に関しては、自己点検・評価シートを用いて毎年、各学科・部局等で点検・評価を行い、「大学運営協議会」で報告している。なお、2023年度より各学科・部局等全てが自己点検・評価シートを提出している。そのうえで、内部質保証に責任を負う組織である「大学運営協議会」は各学科・部局等から特記すべき問題や伸長・改善に向けた取り組みを含めた点検・評価の結果について報告を受け、大学としての点検・評価結果を審議し、必要に応じて改善・向上の指導を行い、各学科・部局等がそれを受けて改善・向上を行うとしている。ただし、点検・評価を行う各学科・部局等とそれらの所掌事項とが必ずしも連動しない基準が見受けられる。例えば、「FD・自己点検委員会」が「8 教育研究等環境」の点検・評価を行うなど、所掌事項以外についての点検・評価を行っている点が見受けられることから、各基準の担当組織を整理・見直しすることが望ましい。また、各学科・部局等において、点検・評価活動のみならず、単独での活動が多いことから、全学的な点を強化し、大学として状況を把握して、学科・部局等を横断して今後の改善・向上に取り組むことが必要である。さらに、現在の内部質保証システムを2022年度に構築し、点検・評価に取り組み始めたばかりであることから、今後、これを継続することで、点検・評価及び改善・向上の実績を作っていくことが期待される。

そのほか、内部質保証システムを構成する種々の組織は独立して機能しており、例えば、健康福祉学部では、アセスメントポリシーの策定や「FD・自己点検委員会」内のワーキンググループにて3つのポリシーの検証を行い、検証結果の報告、外部評価参画者や学生による教育改善委員を交えた「3つのポリシー点検会議」等、個別の活動を実施している。

点検・評価における客観性、妥当性を確保するために、3年・3年・1年の周期で作成する『自己点検・評価報告書』に対して外部評価委員が評価を行っている

る。これによる外部評価委員からの指摘事項については、「FD・自己点検委員会」が中心となって指摘事項への対応表を作成し、「大学運営協議会」が確認したうえで、指摘事項に関する部局等へ改善への取り組み・対応を依頼し、改善につなげている。

行政機関、認証評価機関等からの指摘事項に対する対応について、設置計画履行状況調査における指摘事項への対応を行い、大学評価（認証評価）での指摘事項に対しては、学内で共有し、「指摘を受けている対応部局」で対応している。なお、2017年度には薬学教育評価機構（JABPE）による薬学教育評価を薬学部薬学科が受け、また、2020年度にはリハビリテーション教育評価機構による教育評価を保健医療学部理学療法学科が受けており、それぞれ適合の判定を得ている。

以上のことから、内部質保証システムを有機的に機能させ、全学的な点検・評価のもとで改善につなげることが期待される。

**④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。**

法令により情報公開が義務づけられている教育情報、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等については、大学ホームページにて広く社会に対し公表している。公開する情報については、公開する項目の適切性、正確性、分かりやすさ等に留意しつつ、説明を行っている。財務状況に関しても、大学ホームページ、広報誌等、多様な媒体を活用し、詳細な情報を提供している。

自己点検・評価の結果については、3年・3年・1年の周期で作成する『自己点検・評価報告書』を大学ホームページに大学評価（認証評価）の結果とあわせて公開することで、結果を公表している。また、教職課程の点検・評価の結果についても、『教職課程自己点検評価報告書』を大学ホームページに公開していることで、結果を公表している。

以上のことから、教育研究活動、自己点検・評価結果等を適切に公表しているといえる。

**⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

「高崎健康福祉大学自己点検・評価規則」に基づき、3年・3年・1年の周期で『自己点検・評価報告書』を作成しており、その過程から、内部質保証システムが機能しているかを確認している。ただし、今後は「大学運営協議会」の内部質保証システムの主体としての機能を点検・評価する体制を検討することが望ま

れる。また、これまでの点検・評価の結果に基づく改善・向上に関して、国家試験等の高い合格率を維持していることが点検・評価の積み重ねによる成果とあるが、これは教育の充実・改善の成果であるため、現在構築している点検・評価から改善につなげる一連の内部質保証システムの整備や機能性について、点検・評価することが望まれる。

以上のことから、2022年度に構築した内部質保証システムのもとで点検・評価が始まったばかりであることから、今後はこの機能を検証し、全学的に内部質保証システムの充実につなげていくことが期待される。

### 3 教育研究組織

#### <概評>

#### ① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

建学の理念に基づき、学部は5学部8学科、大学院は4研究科7専攻を設置しており、学部には、健康福祉学部（医療情報学科、社会福祉学科、健康栄養学科）、薬学部（薬学科）、保健医療学部（看護学科、理学療法学科）、人間発達学部（子ども教育学科）、農学部（生物生産学科）を設置している。また、大学院には、健康福祉学研究科（医療福祉情報学専攻、保健福祉学専攻、食品栄養学専攻）、薬学研究科（薬学専攻）、保健医療学研究科（看護学専攻、理学療法学専攻）、農学研究科（生物生産学専攻）を設置している。なお、研究科について、健康福祉学研究科医療福祉情報学専攻、保健医療学研究科看護学専攻及び同理学療法学専攻は修士課程のみ、薬学研究科薬学専攻は博士課程のみ、その他の専攻は博士前期課程及び博士後期課程を設置している。

附置組織として、「総合福祉研究所」「子ども・家族支援センター」「ボランティア・市民活動支援センター」「国際交流センター」「学習支援センター」「教職支援センター」「健康管理センター」「キャリアサポートセンター」「図書館」「看護実践開発センター」「附属クリニック」「訪問看護ステーション」を設置している。これらの組織は、学生への教育研究、学生支援だけでなく地域貢献の役割も果たしている。なお、大学自らが附置組織間を含め協働体制が未完成であり、横のつながりを意識した附置組織をとりまとめる全学的な組織作りに着手することを課題としており、各学部の若手教員を含めた学長補佐チームを中心に取り組むとしている。そのため、この取り組みを進めていくことで、今後、学部を含めた附置組織間の横の連携が深まることが期待される。

以上のことから、学部・研究科を含め、教育研究組織については、大学の理念・目的と学問の動向及び社会的要請を踏まえ、適切に設置しているといえる。



② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究組織の適切性の点検・評価については、各学部・研究科では、3年・3年・1年の周期で『自己点検・評価報告書』を作成しており、その際に点検・評価を行っている。また、附置研究所、センターでは、毎年、自己点検・評価シートを用いて自己点検・評価を行うことで自ら適切性を評価している。それらの結果を「FD・自己点検委員会」が集約し、「大学運営協議会」において報告を行うことで定期的に検証を行っている。

一方で、学部・学科等の新設や組織改編については、理事会のもとで実施しており、これまで上記の点検・評価の結果に基づく組織の見直しは行っていない。

以上のことから、教育研究組織の活動に対する点検・評価は行われているものの、組織構成の適切性については定期的な点検・評価が行われているとはいえないため、2022年度に整えた内部質保証システムを機能させ、教育研究組織の構成も含めた適切性についての全学的な点検・評価の検討が望まれる。

#### 4 教育課程・学習成果

##### <概評>

① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

建学の理念及び大学の目的に基づき、学科・専攻において学位授与方針を定め、卒業又は課程修了までに学生が修得すべき知識、技能、態度等を人材養成に係る目的及び教育目標として明示している。例えば、健康福祉学部医療情報学科では、「自利利他」の精神に則った教養を身につけ所定の単位を修得したうえで、専門職人材として必要な専門知識、能力、技能等の学習成果について、「豊かな人間性と幅広い教養」「健康・医療および情報に関する知識・技能」等の具体的な形で5項目にわたって方針を示している。また、健康福祉学研究科医療福祉情報学専攻修士課程では、「健康・医療・保健福祉に関する幅広い知識と医療情報学に関する専門的知識・技能を身につけている」「高度な情報処理技術を修得し、それを健康・医療・保健福祉分野の諸問題の解決に適用するための実践的能力を身につけている」等の4つの方針を示している。

これらの学位授与方針は、人材養成の目的、教育目標とあわせて『履修ガイド』及び『大学院生ハンドブック』に記載し、学生に周知している。また、社会に対しては大学ホームページで公表している。

以上のことから、授与する学位ごとに学位授与方針を定め、情報の得やすさや理解しやすさに十分配慮したうえで公表しているといえる。

② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

学位授与方針に掲げた目標を達成するため、共通教養科目、専門教育科目を体系的に編成し、講義・演習・実習を適切に組み合わせた授業を開講することを定めている。例えば、健康福祉学部医療情報学科の教育課程の編成・実施方針として、「基礎的な教養や豊かな感受性を培い、より深く人間を理解する能力と国際性を養うために、『共通教養科目』『専門教養科目』『専門導入科目』を設置する」「健康・医療と情報に関する専門的知識を理解するために『専門基幹科目』を設置する」等の5つの方針を掲げている。また、健康福祉学研究科医療福祉情報学専攻修士課程では、「健康・医療・福祉分野で活躍するための幅広い学識と医療情報学の基礎を習得するために必修科目を置き、『医療福祉系科目』と『情報系科目』を設置する」「指導教員の下で受ける研究指導を『特別研究』として設置し、修士論文の作成を課す」等の4つの方針を掲げている。

一方、いずれの学部・学科、研究科・専攻・課程でも教育課程の編成に関する考え方を定めているものの、一部の学部・学科、研究科・専攻では教育課程の実施に関する基本的な考え方を示していないため、改善が求められる。また、健康福祉学部医療情報学科、同健康栄養学科、保健医療学部理学療法学科、農学部生物生産学科及び保健医療学研究科理学療法学専攻では、各学部・研究科の専門に応じたカリキュラムの特性を方針に明示し、方針内容を充実させることが望まれる。

教育課程の編成・実施方針は、教育目標や学位授与方針とあわせて『履修ガイド』及び『大学院生ハンドブック』に記載して学生に周知し、大学ホームページにおいて社会に公表している。

以上のことから、教育課程の編成・実施方針を概ね適切に定め、情報の得やすさや理解しやすさに十分配慮して公表を行っている。

**③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。**

当該大学では高度職業人の養成を目的としていることから、ほとんどの学科で遵守すべき多数の指定科目やモデルとなるコアカリキュラムが存在している。基本となる国家試験資格に加えて、取得できる資格のための科目や学部横断的な他職種理解のプログラムもあり、国家資格のための指定されたコアカリキュラムにとどまらない教育を提供している。

学部科目の配当年次や一部の科目間では難易度を表した科目ナンバリングを導入し、科目間の位置づけを示すとともに、カリキュラムマップにおいて1、2年次に専門基礎科目群を履修し、3年次から4年次につなげていくという過程を学生に示している。また、各科目群がどの学位授与方針と対応しているかをマップ上で示しているため、学生による教育課程の順次性・体系性の理解を促進するこ

とができるといえる。

さらに、全ての学科でカリキュラムマップを作成し、それぞれの科目がどのような科目群に属しているのかを明示している。このような科目の体系的な配置等のカリキュラム構成等については、各学科で検討を行い教授会にて承認している。

初年次教育として「基礎教養ゼミ」を設置し、「英語Ⅰ～Ⅱ」「コンピュータ入門Ⅰ」「コンピュータ実習Ⅰ」は多くの学科において必修科目として設定している。さらに、共通教養科目として、教養基礎、人間理解、リテラシーの3分野を配置し、基礎知識・技能の修得を目的とする科目を配置している。

そのうえで、各学科の専門教育では、科目に関連した実務経験を有する教員を中心に、学外実習事前指導や学生の将来の職業内容に合った教育を展開している。例えば、薬学部薬学科では、5年次の「実務実習」に先立ち、薬剤師として医療に参画するにあたっての必要な基礎的知識の修得やチーム医療のなかでの薬剤師の活動と役割等を学ぶこと等を目的に、病院や薬局での勤務経験を有する実務家教員が担当する「実務事前学習Ⅰ・Ⅱ」を設けている。

各研究科のカリキュラムは、研究領域に応じてコースワークとリサーチワークを配置し、共通科目及び専門領域の科目を編成している。各研究科では、『大学院生ハンドブック』に履修モデルを紹介しており、学生が自らの目的に沿った学習やリサーチを円滑に進められるよう配慮している。

学部・大学院のカリキュラムの適切性については、各学科・専攻において自己点検・評価シートを用いて定期的に点検し、それらを、全学の内部質保証推進組織である「大学運営協議会」に提出している。また、学部のカリキュラムには対象としている国家資格において指定科目やコアカリキュラムがあり、指定科目に変更があれば学科カリキュラムの変更について、教授会にて承認を経た後、「大学運営協議会」に提議している。「大学運営協議会」では、当該学科の学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の趣旨に照らして、変更の妥当性を検証し、承認している。

以上のことから、教育課程の編成・実施方針に基づき、概ね各学位課程にふさわしい授業を開設し、教育課程を体系的に編成しているといえる。

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

単位の実質化を図るための措置として、1単位あたりの学習時間を学則に定め、講義・演習・実験・実習・実技ごとの授業時間を明示している。そのうえで、学部については、学生が履修科目を効果的に学び理解を深めることを目的に、1年間に履修登録できる単位数の上限を設定している。健康福祉学部医療情報学科及び人間発達学部子ども教育学科に関しては、前回の大学評価（認証評価）の結果において、1年間に履修登録できる単位数の上限設定が高い旨、努力課題として

指摘があったことから、上限値の見直しを行っている。それにより、一部の学科では、学年によっては履修登録単位数が多くなっているものの、履修登録できる単位数の上限を概ね適切に設定している。なお、司書科目、教職科目等、資格取得に必要な科目については、卒業要件に含めていないことから、履修登録できる単位数の上限に含めておらず、前述の科目を履修する学生には履修指導を行うなどの対応を行っている。また、一定の基準を満たした学生に対し、履修登録できる単位数の上限の緩和措置を設けている。さらに、シラバスにおいて、予習・復習の内容と時間を定めることで、教員が単位修得に必要な実時間の確保をシラバス作成の段階から意識させ、単位の実質化を図っている。

シラバスは全ての科目で作成し、学生の科目履修前に公開している。また、科目と学位授与方針との関連性を示している。これらのシラバスは学生のみならず、学外にも公開している。シラバスの作成にあたっては、内容の統一と充実を目的に「全学教務委員会」にて検討し、ガイドラインや記入例を示したうえで作成を依頼し、作成されたシラバスは、当該学科の教務委員を中心とした第三者によるチェックを必ず行い、ガイドラインに沿って記述されているかを確認したうえで公開している。なお、授業がシラバスに沿って行われているかを、「学生による授業評価アンケート」で履修学生に確認している。

授業方法については、全ての学科のカリキュラムで少人数単位のゼミナールを必修科目として配置している。また、課題解決型学習（PBL：Project Based Learning）やグループワークを採り入れたアクティブラーニング形式で授業を展開することで、問題発見能力や問題解決能力等を養っている。さらに、高度職業人の養成に関し、国家資格として関わる単位として、臨地実務実習や臨床実習といった実際の業務に触れたり体験したり、学内で得た知識や技術を実践する単位を多く設定し、それらの単位は各種国家資格の養成に関わる法令等に則り実習単位、時間・期間を設定している。各学部、学科ともこれらに合致するとともに、学科によっては各学年で知識レベルや能力を設定し、段階的に実習内容を向上させるように科目を配置している。

各授業とも授業規模が過大になることができる限りないように、同時間帯に複数の授業を開講するなどの工夫をしているが、全学共通の教養科目では、一部には大人数が履修する科目が生じている。その場合には、大講義用のアクティブラーニングを導入するなど、各教員が授業の質の維持に努めている。英語系科目では、効率化のために少人数制の講義体制を敷いており、入学時のプレースメントテストによって、能力別の少人数クラスを全学的に編成している。また、専門科目でも一定の人数を超える場合はクラスを分けて開講し、大学全体で少人数授業の実現を図っている。

学生の学習上の問題に対する必要な支援を講じるため、アドバイザー制度を全

学科で導入し、学習の進捗と学生の理解度についてアドバイザー教員を通じて確認し、教員間で情報共有を行っている。また、基礎学力の支援や相談業務を行っている「学習支援センター」では、各学生の学習の進捗状況や理解度にあわせて補習教育・補充教育を行い、学習相談にも対応しており、必要に応じてアドバイザー教員や科目担当教員に情報を提供している。

大学院においては、入学後に各大学院学生に対する指導教員を正式に決定し、指導教員及び副指導教員の指導のもと研究課題と研究計画書を各専攻の設定する期限内に提出し、また、中間報告を行い研究の進捗を報告している。

なお、資格試験に向けた各学科の学習の活性化や効果的な教育に関しては、定期的に「大学運営協議会」で検証している。また、授業状況の把握においては「大学運営協議会」と「全学教務委員会」が連携し、大枠となる改善に向けた方針を「大学運営協議会」で示し、「全学教務委員会」で改善に向けた具体化を取り扱っている。一方、大学院教育においては、教育に関して議論すべき課題が散見していることを大学として認識していることから、大学院教育の質保証に向けた検証の仕組みを整備し、改善・向上に向けて取り組むよう、改善が望まれる。

以上のことから、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うためのさまざまな措置を概ね適切に講じており、「大学運営協議会」は適宜報告を受け、改善に向けて関与しているといえる。

⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

成績評価は、シラバスに示した方法で各科目の目的・目標、到達目標をもとに学生の理解度や到達度、学習態度等を担当教員が絶対評価で行っており、科目によっては試験の点数による評価に偏らないよう、学修ポートフォリオやレポート、発表、授業参加度等からも評価し、複数の視点から学生の学習の状況を評価できるように工夫している。なお、科目間で極端な偏りがでないように素点を記入して全体の得点分布が分かるようにしている。

単位の認定に関しては、学則に基づいて実施している。既修得単位の認定、他大学等における科目の履修や教育上有益と認められた大学以外の教育施設等における学習についても法令に基づき規定している。また、他大学と単位互換協定を締結し、協定大学間で履修科目の読み替え制度を実施している。

成績評価の客観性と厳格性を担保するため、GPAを用いて成績評価結果の数値化を図っており、GPAの分布を学科ごとに集計し、大学ホームページにて公表している。

卒業・修了要件に関しては学則及び大学院学則に規定するとともに、『履修ガイド』及び『大学院生ハンドブック』に掲載している。また、『履修ガイド』には、各学科で卒業に必要な単位数の明示、各学年の進級要件や修了要件として重

視している学外実習履修要件に関する規程も掲載し、学生への周知を図っている。

成績評価の基準、単位認定の基準、学位授与（学位授与方針の設定、各学科における卒業要件）については、学則に定め、「卒業判定会議」において、卒業者と当該年度入学者数、留年者数、退学者数等の数値を示し、標準修業年限での卒業生数等の報告も行っている。また、「大学運営協議会」において資格取得に関する情報を報告し、教育成果について検証している。なお、成績評価と単位認定に関しては、各学部・学科における教授会や判定会議等で決定している。

学位授与は、「高崎健康福祉大学学位規程」に基づき、各学部教授会による「卒業判定会議」で確認し、学長が決定している。また、学位授与の客観性と厳格性を担保するために、一部の学科を除いて、卒業研究（論文）を課している。なお、卒業研究を課していない学科においては、4年間のまとめとしてゼミナールによる研究発表を実施している。大学院の学位授与に関しては、全研究科において学位取得プロセスを公表し、大学院学則で修了要件を規定している。

学位論文審査は主査及び副査が担当し、請求された学位を授与するに相当しているかを審査している。また、修士論文、博士論文の「学位論文審査基準」を設け、『大学院生ハンドブック』及び大学ホームページにて公表している。なお、大学院の修了要件や学位審査基準の変更を求める際は、「大学運営協議会」においてその適切性の審議を行い、同協議会が認定した修了要件や学位審査基準をもとに、毎年の学位授与を適切に行っている。くわえて、学位授与に関しては、教授会及び研究科委員会に審査を委ねているが、「大学運営協議会」による成績分布等への関わりを検討していることから、全学の内部質保証の観点から改善・向上に向けた取り組みが期待される。

以上のことから、成績評価、単位認定及び学位授与は概ね適切に行っているといえる。

⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

学位授与方針に示した学習成果を把握・評価するため、大学の特質を考慮したうえで有効な指標について、適切性・有効性を考察・検討し、実施している。その評価指標として、「単位及び学位取得状況」「卒業研究及び卒業論文評価」「GPA評価」を設定しており、2023年度から全ての学科で学修ポートフォリオを導入し、各学生の学位授与方針の達成度を可視化している。これに関し、モニター実施の学科では、学修ポートフォリオを活用し、学生と教員がコミュニケーションを取りながら、これまでに学生が意識しづらかった学習目標を明確にできることで、それを参考に自身の足りない力を伸ばす努力につながっている。

学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の1つとして、国家試験等の合格率を設け、高度職業人を養成する大学として、多くの

学科で国家資格を中心とした試験に対応した指定科目やモデルコアカリキュラムに則った教育課程を編成し、学生の教育を展開していることから、当該大学においては、学生に必要とされる学びが身につけているかを測るアセスメントテストとして国家試験等の合格率が有効であると考え、学習成果の客観指標として最重視している。また、資格試験の結果は教授会、「大学運営協議会」、理事・評議員会等を経て、全学の教職員及び関係者で確認するとともに、各学科のより詳細な合格率推移や支援体制を、「大学運営協議会」にて報告し、検証している。なお、資格試験の要件に合うカリキュラム・授業内容を学生の学習成果を測る最適な指標とすることの適切性・妥当性については、引き続き議論を続けるとしていることから、適切性・妥当性を踏まえた検討が期待される。

その他、国家試験等の合格率以外に学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法として、学部では就職率、学生生活・満足度調査、ルーブリックや学修ポートフォリオ等を活用している。なお、学部における学習成果の可視化について、全学の内部質保証推進組織である「大学運営協議会」指定のワーキンググループとして発足した学長補佐チームによる試行をして、「大学運営協議会」への報告と検証を行っており、その1つの成果として、学修ポートフォリオの積極的な活用につながっている。

研究科における学習成果の測定・把握については、学位論文の質によって測定を行い、博士論文は厳格な審査に通過したものを学内外に公開している。くわえて、学部同様、授業評価アンケートでも学習成果の把握をしている。しかし、大学院での学修ポートフォリオの活用はされておらず、また、学位論文審査基準は設けているが、同基準と学位授与方針の関係が不明確であるため、学位授与方針に示した知識・技能・態度等の把握・評価に取り組むよう改善が求められる。

なお、これらの学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学の内部質保証推進組織の関わりについて、各学科・「全学教務委員会」から「大学運営協議会」に適宜報告が行われ、その適切性や課題点について議論・検証・点検・評価を行っている。

以上のことから、学位授与方針に明示した学生の学習成果を学部では概ね適切に把握及び評価しているが、研究科では十分とはいえないため、学習成果を適切に把握・評価することが求められる。

⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育課程及びその内容、方法の適切性については、それぞれ学科・専攻が主体となり実施し、全学共通の事項に関しては「全学教務委員会」が点検・評価を行っている。国家試験等の資格対策や合格率に関しては、各学部教授会にて定期的

に点検・評価を行い、指導方法の改善を行っている。国家試験等についての各年度の指導方法と合格率については、「大学運営協議会」へ報告し、点検・評価を行っている。

定期的な点検・評価の主要な取り組みとしては、卒業生アンケート、中途退学者・留年者への対応、学生生活・満足度調査があり、これらの取り組みは教授会で報告し、教員間で共有している。また、外部有識者からなる「外部評価委員会」の点検・評価を得ることとし、教育内容や学生の学習成果を含め、大学の点検・評価報告内容を検証し、必要な提言を述べている。さらに、「3つのポリシー点検会議」を全学科にて開催し、教育の提供者である教員と異なる視点で出された意見を「大学運営協議会」に提出し、大学全体レベルでの協議を行っている。くわえて、各学科・研究科、部局による自己点検・評価シートを大学全体での自己点検・評価活動の活発化とPDCAサイクルの強化を促すことを主目的に導入し、具体的な評価主体や評価方法、改善方策を示しつつ、10基準の点検・評価項目ごとに、4段階での現状及び改善について自己評価を行っている。点検・評価項目ごとにエビデンスに基づく自己評価と改善に向けた取り組みを行い、各学科・研究科、部局からとりまとめた自己点検・評価シートの内容については、全学の内部質保証推進組織である「大学運営協議会」で報告を行っている。

点検・評価の結果に基づく改善・向上の取り組みについて、「3つのポリシー点検会議」を経て、特に改定の必要があると認識した「専門導入科目の充実」「学年横断的な科目設定」「卒業研究の見える化」をカリキュラムに反映すべく、健康福祉学部健康栄養学科では学科独自の卒業生アンケートを実施し、その結果に基づきカリキュラムを変更し、また、これを受けて、学位授与方針との関連をより深くするため、教育課程の編成・実施方針を変更した。

以上のことから、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行う体制は設けているものの、今後は2022年度に整えられた内部質保証システムを機能させ、全学的な点検・評価のもとで改善につなげていくことが期待される。

⑧ 教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか。(学士課程(専門職大学及び専門職学科)／大学院の専門職学位課程)

該当なし。

<提言>

改善課題

- 1) 教育課程の編成・実施方針について、保健医療学部看護学科、人間発達学部子ども教育学科、保健医療学研究科看護学専攻修士課程及び薬学研究科薬学専攻



博士課程では教育課程の実施に関する基本的な考え方を示していないため、改善が求められる。

- 2) 学習成果の把握・評価に関し、研究科では、学位論文審査や授業評価アンケートを通じて把握しているものの、審査基準等と学位授与方針との関係が不明瞭であるため、学位授与方針に示した学習成果の測定に取り組むよう改善が求められる。

## 5 学生の受け入れ

### <概評>

#### ① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえ、全ての学部・学科、研究科・専攻において、学生の受け入れ方針を策定している。例えば、2019 年度に設置した農学部生物生産学科では、求める人物像として「農作物や食品の生産に関心があり、地域社会の諸問題に積極的に関わり、科学の側面から解決することに意欲を持っている」こと等 6 項目、修得しておくべき知識・技能として「高等学校で学ぶ生物、化学、或いは、物理等理系科目の基礎学力」等 5 項目を定めている。また、2022 年度に設置した農学研究科生物生産学専攻では、入学者に求める態度、知識・技能及び意欲として、博士前期課程において「食と農に関して分野横断的に理解するための幅広い基礎知識と技能を身に付けている」、博士後期課程において「食と農に関して分野横断的に理解し、解決すべき課題を自ら見出して考究するための幅広く高度な専門知識を身に付けている」こと等 3 項目ずつ定めている。一方、その他の学部・学科、研究科・専攻の学生の受け入れ方針は、近年設置したこれらの学位課程のものと体裁が異なり、具体性が低いため、統一性について検討が望まれる。また、保健医療学研究科看護学専攻修士課程及び同理学療法学専攻修士課程では、学生の受け入れ方針に学生に求める入学前の学習歴、学力水準、能力を示していないため、改善が望まれる。

上記の方針は、大学ホームページで公表し、学生募集要項にも明記していることから、学生の受け入れ方針を概ね適切に定め、公表しているといえる。

#### ② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

大学の入学者選抜試験は、「高崎健康福祉大学入学者選抜規程」に基づき、かつ、各学部・学科の学生の受け入れ方針に沿って、一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜、学校推薦型選抜、総合型選抜等の多様な選抜試験を複数回実施している。また、健康福祉学部、人間発達学部、農学部では、募集学年に欠員が生じることが判明した場合、編入学試験を実施している。大学院の入学者選抜試験は、

各研究科・専攻の学生の受け入れ方針に沿って実施し、1回目の募集で定員に満たない場合にのみ2回目の募集を実施している。なお、大学院学則に規定する大学院の入学者志願者選考法を定めた規程については、策定している段階とことから、早急に策定することが望まれる。

入学検定料や学費等の納付金については、学生募集要項及び大学ホームページにおいて明示している。また、その他の各種支援制度や経済支援については大学ホームページで公開している。

大学の入学者選抜全般に関しては、各学部長の統括のもと、学長を統括責任者とし、「入試委員会」と「入試広報センター」を中心に各学部の教員と事務組織が連携して実施している。学生募集は、「広報委員会」と「入試広報センター」を中心に進めている。大学入試の合否判定に関しては、全ての入試において、学科ごとの判定会議で合格者候補を選定し、その後、学長、副学長、事務局長、学部長、各学科の全教員から構成する学部判定会議での審議を経て、学長が決定している。大学院の合否判定に関しては、判定会議を経て、学長が決定している。

入学を希望する者への合理的配慮については、配慮を希望する場合の手続等を学生募集要項に明記し、受験生の要望を聴取したうえで配慮する内容を検討し、実施している。

入試制度の検証や改善策の検討・立案等は、大学では「入試委員会」、大学院では研究科委員会にて行っており、その結果はそれぞれ教授会、研究科委員会の議を経て、学長が決定している。

以上のことから、大学の入学者選抜に関して、学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を整備し、入学者選抜も公正に実施しているといえる。

**③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。**

学部の定員管理については、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均や収容定員に対する在籍学生数比率が高い学部・学科や低い学部・学科があるため、学部の定員管理を徹底するよう是正されたい。また、2019年度に開設した農学部生物生産学科は完成年度を迎えたばかりであるものの、収容定員に対する在籍学生数比率が低いため、改善が望まれる。なお、「入試委員会」「大学運営協議会」での議論を経て、2023年度の健康福祉学部医療情報学科、同社会福祉学科及び農学部生物生産学科の定員の見直しを行った。これにより、定員管理の改善傾向が見られるものの、依然として、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均や収容定員に対する在籍学生数比率が高い学部・学科や低い学部・学科があるため、引き続き、全学的な点検・評価を通じて適正な定員管理に努めるこ

とが望まれる。

研究科については、修士課程、博士後期課程ともに、課程全体では経年的に入学定員が未充足となっている。学部学生への広報活動の検討や入学要件の見直し等、入学者数確保のための施策を講じているものの、収容定員に対する在籍学生数比率が低い研究科があるため、大学院の定員管理を徹底するよう、改善が求められる。

以上のことから、学部・研究科の定員管理を徹底するよう、改善が求められる。

④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生の受け入れの適切性については、「入試委員会」にて入試体制の適切性等の検証を行い、変更が必要な場合には「入試委員会」での検討後、各学部教授会の審議を経て、変更を行っている。また、入試の実施結果を各学科及び「入試委員会」において確認し、各入試制度の合格者に対する入学者の割合等を参考に次年度の各入試制度での募集定員を決定し、各学部教授会において承認し、入試体制に変更が生じる際には「大学運営協議会」に報告している。大学院入試に関しては、入試実施後に毎年度各研究科において入試結果に基づく検討を行い、それに基づき翌年度の入試制度及び学生募集要項を作成している。

各学部・学科で検証し、立案した改善策は、「入試委員会」での審議を経て、学部教授会で審議し、学長によって決定している。入学試験問題については、「入学者選抜問題作成委員会」が自己点検・評価を行っている。大学院入試については各研究科で検証を行い、これまでの改善として、入学定員数の配分、試験科目、試験内容、試験実施方法、指定校選定や評定基準値の見直し等を実施している。

以上のことから、学生の受け入れの適切性についての点検・評価を行う体制は整えているものの、今後は2022年度に整えられた内部質保証システムを機能させ、全学的な点検・評価のもとで改善につなげていくことが期待される。

<提言>

改善課題

- 1) 収容定員に対する在籍学生数比率について、2019年度に開設した農学部生物生産学科が0.85、健康福祉学研究科修士課程が0.35と低いため、完成年度を迎えたばかりの学部・学科を含め、大学として定員管理を徹底するよう、改善が求められる。

是正勧告

- 1) 健康福祉学部社会福祉学科では、収容定員に対する在籍学生数比率が 1.33、入学定員に対する入学者数比率の5年間平均が 1.33 と高くなっている。また、5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均について、健康福祉学部で 1.21、同医療情報学科が 1.22、保健医療学部理学療法学科が 1.22 と高いため、学部の定員管理を徹底するよう是正されたい。

## 6 教員・教員組織

### <概評>

- ① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

建学の理念及び大学の目的に則って有為な専門職業人を育成し、更に幅広く社会に貢献する教育・研究を行うため、「建学の精神と大学の理念を理解し、その心を学生に育むように努める姿勢」「自己の専門分野と関連領域における学術上の最新の知識と技能を常に探求し、それを学生に理解できる方法で伝達する教育力」等の9項目にわたって求める教員像を定めている。

さらに、全学的な教員組織の編制方針として、大学及び各学部・研究科の教育目標と教育の質保証の達成に向けた責任ある教育研究を行うため、5つの方針に則り持続的な体制を整備するとし、具体的には「大学設置基準等の関係法令を満たす専任教員の配置を基盤としたうえで、教育研究上の専門分野等のバランスや教育特性を考慮しながら、各学部・学科および研究科・専攻等の教育研究上の目的を実現するために必要な教員を配置する」こと等を定めている。

各学部・学科及び研究科・専攻についても、それぞれ教員組織の編制方針を定めている。例えば、健康福祉学部医療情報学科では「大学設置基準及び『診療情報管理士』養成校として求められる、専任教員を確保する」「健康・医療と情報に関わる複合的・学際的領域において必要とされる知識・技能を教授するため、これら領域に精通し、豊富な経験を有する専任教員を確保する」「本学科の持続的発展を維持するため、ベテラン、中堅、若手のバランスのとれた教員編成を目指す」ことの3項目を定めている。

くわえて、教員資質向上・教員組織評価の方針を定めており、上記の求める教員像、教員組織の編制方針とあわせて、学内のグループウェアによって教職員で共有している。

以上のことから、建学の理念や大学の目的に基づき、適切に大学として求める教員像や学部・研究科の教員組織の編制に関する方針を明示しているといえる。

- ② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

大学全体及び各学部・学科、各研究科・専攻・課程において、法令で必要とされる教員数を十分に満たす専任教員数を擁しており、収容定員に基づく適切な専任教員数を確保している。

職位ごとの教員構成については、概ねバランスの取れた配置になっている。その結果、助教以上の専任教員1人あたりの学生数（ST比）に配慮しており、教員組織の編制方針に定めている「教員1人あたりの学生数、教員の年齢構成、教員の男女比率、外国人教員の比率、実務家教員の配置等に配慮し、バランスのとれた教員配置と適切な教員組織を編制する」に即した教員組織を編制している。また、年齢構成については、各学部・研究科ともにバランスが取れている。なお、男女比は、全学的にはバランスが取れているが、保健医療学部看護学科ではその多くが女性教員となっている。

以上のことから、教育研究活動を展開するため、概ね適切な教員組織を編制しているといえる。

**③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。**

教員の募集・採用・昇任については、「高崎健康福祉大学教員選考規程」に則り行っている。具体的には、専任教員の採用及び昇任のための選考は、まず学部等の選考会議にて行い、その結果を学部長が学長に内申し、学長は理事長に推薦する。なお、学部等の選考会議の構成員を各学部等の内規で定めている。その後、採用の選考では、理事長が採用選考審査会を設置し、候補者の研究業績・教育能力の審査を付託するプロセスとなっている。一方、昇任の選考では、理事長が昇任の必要性を認めた場合には、「大学運営協議会」に対象者の審査を付託するとし、採用選考審査会及び「大学運営協議会」の選考結果に基づき、理事長が採用及び昇任を決定している。なお、情報漏洩を避けるため専任教員の採用及び昇任のための選考過程に、教授会は直接関与していない。

教員の資格については、「高崎健康福祉大学教員資格基準」及び「高崎健康福祉大学大学院教員資格基準」に定めており、前者では教授、准教授、講師、助教、助手の職階ごとの選考基準を、後者では修士課程及び博士課程の教員資格基準を明記している。また、学部・学科、研究科・専攻において、専門分野に沿ったより詳細な資格基準をそれぞれの内規で定めている。

以上のことから、教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているといえる。

**④ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。**

FDに係る活動は、各学部・学科、研究科・専攻からの選出委員で構成した「FD・自己点検委員会」を中心に進めている。「FD・自己点検委員会」では、

教員が備えるべきスキルを「教育」「研究」「社会貢献」「管理・運営」の4領域に、「導入」「基本」「応用」の3つの水準に分類したレベルで構成するFDマップを作成し、これを用いて体系性を考慮してFD研修を企画している。全学のFD研修は、新型コロナウイルス感染症拡大のため、2020年度は開催していないが、それ以外は毎年度開催しており、2022年度は「管理・運営」の領域において、「健大の未来を描くために」と題した研修を行っている。一方、各学部・学科、研究科独自のFD研修についてもFDマップを用いて行っているものの、農学研究科では教育改善に関する独自のFD活動は行われていないため、大学院研究科固有の課題に関連したFD活動に取り組むよう、改善が求められる。

また、履修者数が著しく少ない科目を除いた全科目（学部、大学院）において、学習管理システム（LMS：Learning Management System）を利用して授業評価アンケートを実施している。アンケートの集計結果については担当教員にフィードバックするとともに、図書館で開示し、教員だけでなく学生も閲覧できるようにしている。なお、健康福祉学部健康栄養学科、薬学部薬学科、保健医療学部看護学科及び同理学療法学科で行われていた相互授業参観については、今後、全学的に行うことが期待される。

教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価については、「高崎健康福祉大学における教員評価実施基準」を制定し、これに基づき、教員の教育・研究・大学運営・社会貢献の各領域における活動をまず自己評価し、その結果に基づき、一次及び二次評価を行い、最終的には学長が総合評価を行っている。その結果を各教員へフィードバックするとともに、学長が教員の諸活動の活性化を促すために利用している。なお、「高崎健康福祉大学における教員評価実施基準」では、教員評価の一次評価を学部長及び研究科長、二次評価を学部及び研究科の教員評価委員会が行うとなっているものの、実際は一次評価を各学科長、二次評価を学部長が行っていることから、実態に即して見直すことが望まれる。

**⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

教員組織の適切性の定期的な点検・評価については、学部・学科、組織ごとに実施・作成している自己点検・評価シートで行っている。また、国家試験対策の実績に基づき、各学部・学科等のカリキュラムに応じた教員配置を検討している。これらの結果を「FD・自己点検委員会」が集約し、「大学運営協議会」において報告を行うことで定期的に検証を行っている。

上記の点検・評価の結果、薬学部薬学科では、臨床病態学分野において、症候を教授できる医学を背景にもつ教員を補充することが急務とのことから、教員の採用を行っている。

以上のことから、教員組織の適切性についての点検・評価を行う体制は設けているものの、今後は、2022年度に整えた内部質保証システムを機能させ、各組織の適切性についての全学的な点検・評価の結果に基づき教育研究組織の改善を行うことが期待される。

#### <提言>

##### 改善課題

- 1) 農学研究科では、教育改善に関する大学院固有のFDが行われていないため、研究科として適切に実施するよう、改善が求められる。

## 7 学生支援

#### <概評>

- ① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

全ての学生が大学生活を問題なく過ごせるよう、「高崎健康福祉大学学生支援に関する方針」を定めている。この方針は、「修学支援に関する方針」「生活支援に関する方針」「進路支援に関する方針」の3つに分けて、入学時及び在学時の支援、就職や進学等の進路支援を含む包括的な内容で定めている。

具体的には、修学支援に関しては、「入学前の入学前教育、入学後の初年次教育、リメディアル教育、教養教育、キャリア教育、専門教育、国家試験対策教育という大きな枠組みの中で修学支援を行う」「大学生活のあらゆる問題に対してきめの細かな指導が行きわたるようにする」等の5項目、生活支援に関しては、「心身の健康を保持し増進させる」「居住および通学を支援する」「ハラスメントを防止・解決する」の3項目を定めている。進路支援に関しては、「就職および進学をきめ細かく支援する」ことを定めている。なお、これらの方針は、大学ホームページにおいて公表している。

以上のことから、学生支援に関する大学としての方針を定め、明示しているといえる。

- ② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

「学生支援に関する方針」に基づき、修学支援、生活支援、進路支援等について、担当する部署を中心に学生支援体制を整備している。学年担任教員の配置のほか、全ての専任教員が全学生を少人数で担当するアドバイザーとなり、身近な相談窓口として学習分野、就職活動や進路分野、学生生活の悩み等、幅広い相談に応じている。

そのうえで、学生の修学支援にあっては、入学前教育、入学後の初年次教育、リメディアル教育、教養教育、キャリア教育、専門教育、国家試験対策教育という枠組みのなかで行っている。修学支援については、教育に関する基本的事項を各学部の教務委員会で協議・対応し、大学全体については「全学教務委員会」で協議・対応している。また、学生の基礎学力向上を支援する目的で「学習支援センター」を設けているほか、グローバル人材育成の目的で「国際交流センター」を設け、関係する修学支援を行っている。

成績不振の学生に対しては、各学科の教務委員を通じてアドバイザーによる面談を実施し、就学意欲及び学習方法の確認、学習時間の確保に向けた指導等を行い、各学科が進級要件を満たしていない学生を確認し、留年が決定した学生に対してアドバイザーが翌年の修学計画を指導し、定期的に当該学生の修学状況を確認している。各学科単位で中間試験や出席状況の把握に努め、アドバイザーによる指導等を通じて、単位未修得による留年の防止対策を講じている。留年・退学率が経年的に低くとどまっており、これらのアドバイザーによる少人数でのきめ細かな修学支援を行うことは、「大学生生活のあらゆる問題に対してきめの細かな指導が行きわたるようにする」という修学支援に関する方針に沿った取り組みとして高く評価できる。

学生の修学に対する経済的支援として、学内外の奨学金制度、授業料減免制度、学費延納・分納制度を設け、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金や各自治体、財団、医療機関、施設等から提供される学外の奨学金のほか、大学独自の給付型及び貸与型の奨学金を設けている。くわえて、入学試験における成績優秀者を対象とした授業料減免、兄弟姉妹に同窓生・在学生がいる受験生に対する「兄弟姉妹支援制度」を設けており、学費の負担が困難な学生への支援として学費延納・分納制度を設けることによって、学生の退学回避に努めている。

学生の相談対応の体制として、カウンセリングルーム、学生課窓口、「学生委員会」「障がい学生支援委員会」「危機管理委員会」等に所属する教員、アドバイザー教員等複数の窓口が利用でき、相談しやすい体制を整備している。これらの委員会には学生課職員が所属しており、それぞれの部署が情報を共有し連携を取りながら問題の解決にあたっている。

学生の進路支援については、常駐のキャリアカウンセラーを含む職員で組織する「キャリアサポートセンター」を設置しているほか、各学科教員と職員から構成する「キャリアサポート委員会」において、各学科の専門的教育に並行して学生の職業意識・社会貢献意識の涵養を主軸の目標として、全学的体制で就職支援を行っている。

その他、部活動・サークルへの活動に必要な環境整備、活動資金の一部支援のほか、専任のボランティアコーディネーターを配置した「ボランティア・市民活



動支援センター」による学生が興味関心のあるボランティア活動への参加機会の提供等、正課外活動を充実させるための支援も活発に行っている。

以上のことから、学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援に係る各組織を整備し、学生支援に適切に取り組んでいるといえる。

③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生支援の適切性についての点検・評価は、「学生委員会」が全学生を対象に毎年実施している学生生活・満足度調査において、各種学生支援（「学習支援センター」「キャリアサポートセンター」「ボランティア・市民活動支援センター」、保健室、カウンセリングルーム等）の利用状況や満足度、「自由記述」により学生の意見・要望を確認し、それらの結果を踏まえて、学生支援に関わる委員会が活動方針報告書を作成し、当該年度の活動内容を点検・評価している。具体的には、「学生委員会」、その他の学生支援に関わる委員会から「FD・自己点検委員会」を通じて、「大学運営協議会」へ活動方針報告書の提出をもって定期的に報告し、必要があれば、「大学運営協議会」から各部局に対して改善指示をすることにより、改善・向上を目指す仕組みとなっている。

以上のことから、建学の理念や大学の目的を実現するために、学生支援の適切性について、各委員会のもとで定期的な点検・評価に取り組んでいるものの、2022年度に内部質保証システムを整えたばかりであることから、今後はこれを機能させ、点検・評価の結果から抽出した課題及び改善策、その改善・向上に取り組んだプロセス等を明らかにすることも含めて全学的な点検・評価のもとで改善につなげていくことが期待される。

<提言>

長所

- 1) 全学部・学科で全ての専任教員がアドバイザーを務めて少人数でのきめ細かな支援を行っており、授業への欠席が続く場合にはアドバイザーに通知されるほか、成績がふるわない学生には面談を必須とするなどの仕組みを構築している。また、アドバイザーと学年担任教員、「キャリアサポートセンター」等が連携するとともに、学科会議で各アドバイザーの情報を共有することで、修学支援に教職協働で取り組み、早期に各学生に適した支援を行うことで留年・退学率が低くとどまっていることは評価できる。

8 教育研究等環境

<概評>

① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

学生や教員の教育研究環境について、「教育目標の実現に向け、学生の学修、研究活動及び社会貢献活動を支援するとともに、教員が十分に教育・研究及び社会貢献を行うことができる」よう、建学の理念に基づき、「高崎健康福祉大学教育研究環境の整備に関する方針」を定めている。具体的には、校舎・施設・設備、情報環境、障がい学生支援、図書館、教育研究環境、研究倫理遵守体制の全方位的な整備の6項目について、各方針を明示している。例えば、情報環境の整備に関しては、「教育研究活動を支援するため、ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）機器を十分に整備し、その活用を促進する。また、諸規程に基づき、教職員及び学生の情報倫理の確立を図る」ことを定めている。

上記の方針は、大学ホームページに掲載し、共有している。

以上のことから、学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を適切に明示しているといえる。

② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

施設、設備等の維持管理、安全及び衛生の確保に関しては、法令に照らして必要な校地・校舎面積を十分上回る環境を整備し、各学部専用の講義室・実験室・実習室を整備している。施設についても、教育研究用機器備品・ICT設備等を適切に整備しており、経理及び管理に関する規程を定め適切に維持管理を行っている。また、大学バスを運用し通学・通勤の利便性を高め、十分な台数の駐車場も整備している。安全及び衛生の確保に関しては、法人事務局のもと、各学部事務室が建物の法定点検管理・保守点検管理・環境衛生管理を組織的に行っている。検温装置や防犯カメラの設置、常駐警備委託等、安全・安心に対する対策を講じている。

施設、設備等の整備及び管理に関して、ネットワーク環境やICT等機器、備品等の整備、情報セキュリティを確保すべく、学内でWi-Fiネットワーク環境を整備し、教育研究活動に際してインターネットを自由に利用することが可能となっている。教職員はグループウェアを利用でき、イントラネットを通じて情報共有や各種申請の利便性を図っている。情報セキュリティ確保のために、教職員用と学生用のネットワークを分け、学内の基幹システムの安全性を確保する策を採っている。2022年度より「情報セキュリティ委員会」が発足し、情報セキュリティ対策基本方針をもとにセキュリティ対策を講じている。

バリアフリーへの対応については、点字ブロックや多目的トイレ、スロープ等、障がいのある学生へのきめ細かな合理的配慮を行っており、また、利用者の快適

性に配慮したキャンパス環境整備に関しては、学生がリラックスできるスペースや懇談室等の設置や食堂・売店等のハード・ソフト両面で充実している。

学生の自主的な学習を促進するために、附置研究所等のさまざまなセンターにおいて、大学内外の教育・研究者が共同して教育研究活動を支援する体制を整備している。くわえて、法人の系列施設等を活用した教育研究活動・社会活動の相互連携が可能である。そのほか、学生の主体的な学習を支援する環境も、図書館や「学習支援センター」内に設けている。

教職員及び学生の情報倫理の確立に向けては、情報モラル等を規程で定め、学生に対しては、入学時からICTの安全な利活用について教育を行っている。特に、学外実習の多い大学として、守秘義務や個人情報の適切な管理について、実習ごとに学生指導を強化している。教職員に対しても、着任時に所属長から指導を行っている。また、大学として外部サービスを利用し、インターネットやSNS等への書き込み等による外部とのトラブルに対処できる体制を整えている。一方、大学として情報倫理についての定期的な講習会を実施していないことを課題としていることから、定期的な講習会を実施する体制を整えることが期待される。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大下における教育活動を支援するICT設備に関して、LMSを活用したオンライン上の教育システムを整備・運用している。また、オンライン配信ができるウェブスタジオの設置や学生の就職活動を支援する専用のテレワークボックスの設置等新たな取り組みも行っている。特に、オンライン授業に必要な機器を整備するため、全学生へ支援金の支給や情報端末購入支援金として半額相当分の補助を行ったことは評価できる。

以上のことから、「高崎健康福祉大学教育研究環境の整備に関する方針」に基づき、必要な校地及び校舎、運動場等を有しており、教育研究活動に必要な施設及び設備の整備を行っている。

③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

大学には図書館として、本館、分館、薬学部図書・資料室を設けており、図書資料の整備と図書利用環境の整備に関して、図書館及び学術サービスを提供するため「高崎健康福祉大学図書館規程」を制定している。また、管理運営のための運営委員会を組織し、利用面に関して「高崎健康福祉大学図書館利用規程」を定め、『学生生活ハンドブック』に掲載し、学生ガイダンスの折にもサービス内容や利用方法を周知している。

図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料については、「図書館運営委員会」において予算や各学部のバランスに配慮しつつ、必要な書籍、電子ジャーナルを所蔵・購入し、各学部・研究科の規模や教育研究分野に応じて必要な図書資料を

系統的に整備している。また、雑誌を冊子体から電子ジャーナルに切り替えることで、雑誌開架スペースの効率化を図っている。さらに、Pay-Per-View 制度を導入したり、海外取り寄せを行ったりすることで、学術文献の利用の効率を高めている。

国立情報学研究所の目録所在情報サービス（NACSIS-CAT/NACSIS-ILL）を利用し、学術コンテンツを共有するとともに、NACSIS-ILL 参加機関と相互利用を行い、学生・教職員及び他機関に提供する体制を整えている。さらに、群馬県立図書館の横断検索システムに参加するとともに、大学独自のリポジトリを立ち上げ、蔵書資料の公開や学術情報の発信を行っている。

学術情報へのアクセスに関する対応については、学術情報ポータルとして附属図書館公式サイトを開設し、オンライン蔵書目録検索機能（OPAC）システムを設けている。また、図書館内に検索用パソコンを設け、電子書籍や電子ジャーナル・データベースへのリモートアクセスについても利用者へ定期的に広報を行っている。

学生の学習に配慮した図書館利用環境の整備に関しては、一定の閲覧席数を設けており、開館日数及び開館時間も学生の学習時間帯の便宜を図ったものとなっている。また、専門的な知識を有する職員を図書館に配置し、全員が司書資格を有しており、学生に対して適切なサービスを提供している。特に、新型コロナウイルス感染症拡大への対応として、動画や配付資料により図書館ガイダンスを開催したり、臨時休館中や入構制限中でもリモートアクセスができるようにしたり、細かな対応をしている。

以上のことから、図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えており、それらは適切に機能しているといえる。

**④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。**

大学としての研究に対する基本的な考え方については、学部・学科等の教育研究上の目的において、「自利利他」の精神のもとに、「人々の健康と福祉および社会の発展に貢献する有為な人材を育成するために広く豊かな教養と各学科の専門知識・技術を深く教授」という教育目的に加え、「快適な人間生活の方策を攻究する」ことを明示し、大学として研究費の支給、外部資金獲得、研究環境の整備を行い、教員の研究活動を大学全体で支援している。また、各教員が公平かつ適切な研究活動が行えるよう、必要事項や研究機関の責任体系を規程で定めている。このような方針や規程のもとで、大学としての目的にかない、各専門分野での学術の進歩に寄与する研究を行っている。

研究費に関しては、個人研究費は職位に応じて配分し、教育経費は学部での卒

業研究費及び大学院での専門研究費を指導人数に応じて配分するとともに、学部・学科間の枠を超えた研究のために競争的な学内研究交流助成金を設け、研究の活性化を促している。また、学部の特性に鑑み、薬学部及び農学部では講座研究費を設けるなど、教育研究活動を支援するために、複数の研究費を適切な割合で支給している。

外部資金獲得のための支援として、外部資金を専門的に扱う所掌事務組織を設置し、業務に集中できる支援体制を構築したことにより、研究者が外部資金に応募しやすくなり、科学研究費も含めた外部資金の獲得件数の増加につながっている。

教員の研究環境の整備については、原則、助教以上の教員には個室の研究室及び適切な物品を備えている。また、原則として平日に1日を研修日として設けることで研究専念時間の確保に努めている。

教育研究活動を支援するために、健康福祉学研究科・薬学研究科所属大学院学生をティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）として、学部学生をスチューデント・アシスタント（以下「SA」という。）としてそれぞれ採用し、教員の申請に基づき派遣している。特に、大学院を有しない学部においても活用できる制度を設けている点は有望な取り組みである。なお、TA・SAへの研修について、TAには大学院入学時の新入生ガイダンスとeラーニングにて個人情報保護と情報セキュリティについて学ぶ機会を設け、また、SAには各実験等の業務について科目担当者が直接指導を行っているものの、SAに対する研修やTAに対するハラスメント防止に向けた研修等が不十分であるとのことから、今後、研修を組織的に行う仕組みを設けることが望まれる。

オンライン教育を実施する教員からの相談対応や技術的な支援体制については、LMSとオンライン会議システムを導入し、授業に関する教員からの相談は、各学部事務担当者又は教学部教務課が担当している。

以上のことから、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進が図られているといえる。

⑤ **研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。**

研究倫理に関しては、「研究倫理委員会」を組織し規程を定め、人に関わる調査研究の指針をもとに、研究者が遵守すべき行動規範としての研究活動に関する倫理、研究費の適正執行の指針を整備している。特に、研究費の執行に関しては、「高崎健康福祉大学における公正な研究活動及び適正な資金執行規程」を定め、研究費を含めた不正防止に関しては、「高崎健康福祉大学研究活動等における不正に対する措置に関する内規」及び「高崎健康福祉大学不正調査に関する内規」を定め、不正防止に努めている。

研究倫理教育やコンプライアンス教育に関しては、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、研究倫理・コンプライアンス遵守等の講習プログラムを実施している。さらに、一般社団法人公正研究推進協会のeラーニングプログラムを教員には3年以内に1度の受講を必須とし、大学院学生に対しても必須としている。また、研究機関の責任体系の明確化と不正防止への取り組みについての対応も行っている。

研究倫理に関する学内審査機関の整備に関しては、「高崎健康福祉大学研究倫理委員会規程」に基づき、「研究倫理委員会」が審査を行っている。事前審査を経て委員会で審査することにより、2段階での審査を実施している。一方で、委員会の審査では、倫理問題が軽微な研究は「迅速審査制度」を設け、審査者への負担軽減と審査の簡易化を図っている。

動物実験に関しては、「高崎健康福祉大学動物実験委員会規程」に基づき「動物実験委員会」が審査し、遺伝子組換え生物を使用する実験に関しては、「高崎健康福祉大学遺伝子組換え実験安全管理規程」に基づき「高崎健康福祉大学遺伝子組換え実験安全委員会」（以下「遺伝子組換え実験安全委員会」という。）が審査している。いずれも事前に実験計画書を作成し、各審査委員会を経て学長の承認を得たうえで実験を実施している。審査の迅速化・効率化のために、「動物実験委員会」はオンラインで審査を行い、「遺伝子組換え実験安全委員会」は実験終了や継続等の手続をオンライン化し、手続の円滑化を図っている。また、学内で新たに動物実験及び遺伝子組換え実験を実施する者は、「動物実験委員会」及び「遺伝子組換え実験安全委員会」が主催する講習会を受講し、実験責任者及び実験従事者に対し、3年ごとに同講習会を受講することを推奨している。

以上のことから、研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているといえる。

⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究環境等の適切性についての点検・評価は、各学部・学科、研究科、教務委員会、「FD・自己点検委員会」等により、その適切性を自己点検・評価シートを用いて点検している。その年度の活動実績と評価を活動報告として自己点検・評価シートを作成し、全学の内部質保証推進組織である「大学運営協議会」に報告している。また、国家試験等に関わる外部評価機関による教育評価の受審や資格取得養成校として、監督官庁に定期的に自己点検・評価を提出している学科もあり、それらについても、自己点検・評価シートを用いて「大学運営協議会」へ報告を行う仕組みとなっている。

点検・評価の結果に基づく改善・向上の取り組みについては、当該年度の活動

を評価し、改善すべき内容を明らかにし、次年度の活動計画を立案するとともに、必要であれば予算を申請し、改善に取り組むサイクルを機能させることで、大学の教育研究等環境の改善・向上につなげている。

以上のことから、教育研究環境の適切性についての点検・評価を行う体制は設けているが、2022年度に内部質保証システムを整えたばかりであることから、今後はこれを機能させ、全学的な点検・評価のもとで改善につなげていくことが期待される。

## 9 社会連携・社会貢献

### <概評>

#### ① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

当該大学では、地域貢献活動を社会連携・社会貢献活動と位置づけ、地域とともに建学の理念を実現するための取り組みを行い、地域貢献活動を積極的に展開するため、「地域との連携は、それぞれのニーズに応じて、総合福祉研究所、ボランティア・市民活動支援センター、子ども家族支援センター、地域貢献委員会等を軸に学生教育の視点から積極的に実施すると同時に大学を地域社会に開放し、生涯教育の拠点としていく」「国際社会への対応として、本学の専門性を考慮して海外の大学との教育学術交流協定を締結して、学生の相互研修や研究の交流を積極的に展開する」等の4つの方針からなる「高崎健康福祉大学社会との連携・協力に関する方針」を定めている。なお、同方針は大学ホームページにて公開している。

以上のことから、社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているといえる。

#### ② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

「食・医療・福祉・健康・教育」の高度職業人の育成を行っている大学の教育研究成果を社会に還元するため、学外組織とも連携を取りながら社会連携・社会貢献に関する活動を行っている。具体的には、「地域貢献委員会地域貢献部会」「ボランティア・市民活動支援センター」「子ども・家族支援センター」を中心に、地域社会・外部組織と連携したプロジェクトの企画・運営に取り組んでいる。

「地域貢献委員会地域貢献部会」では年に1回の頻度で公開講座を開催し、また、各学科においても、学科の特性を生かした「食・医療・福祉・健康・教育」分野の教育研究成果を広く地域社会に還元すべく、公開講座や研修会等を実施している。くわえて、年度内に実施した全ての地域連携・地域貢献事業を「地域貢献事業概要」としてとりまとめ、県内の図書館等に発送し、大学の教育研究成果

を発信している。

子どもと家族の健康を支援するために設立した「子ども・家族支援センター」では、親子ふれあい教室やベビーフラダンス教室、玉村町及び地域住民に向けた教員による相談援助等を行っている。また、同センターは学生の学びの場ともなっており、子ども教育学科の「保育方法論」の授業において、学生が親子の関わりに直に触れ、子育て支援を体験できる環境を提供することで、机上で学んだ保育や託児を実際に体験し、子育て中の母親と関わることによって、自発的に家族支援に関する問題を発見する実践的な機会となっている。なお、「保育方法論」の授業以外に同センターの活動に学生が参画できる取り組みもあり、授業から授業外につながる活動の仕組みを構築している。このように学生が実社会と接することによって学問の深化や市民意識の醸成、他者への理解を図る活動を展開していることは、建学の精神である「自利利他」の実現として高く評価できる。

大学の社会貢献・社会連携活動の拠点である「ボランティア・市民活動支援センター」は、全学科の教員で構成する運営委員会が中心となり、活動の企画や協議を行っている。また、ボランティアの活動内容は、災害復興支援ボランティア、企業との連携、古本回収プロジェクト等の多岐にわたり、高齢者施設、障害者施設だけでなく、病院、保育園、幼稚園等と幅広いフィールドで活動している。

そのほか、自治体・産業界等との連携による教育研究活動では、例えば、群馬県と「農学振興及び6次産業化推進に係る連携協定」を締結し、スマート農業の研究をはじめ、人材育成や商品開発等に関し連携して推進している。また、J Aグループ群馬と相互連携協力の推進に係る協定を締結し、このもとでインターシップで学生を派遣するなど、群馬県の農業に資する人材育成を推進する活動を行っている。

国際交流事業に関しては「国際化と国際交流推進に関する基本方針」を定め、大学ホームページに明示している。大学教育及び学生の国際化を促進する目的で「国際交流センター」を開設し、国際交流委員会を学内に設置した。また、大学の国際化として、これまでに海外の福祉施設や教育機関と学術交流協定を締結している。

短期留学生の受け入れについては、2020 年から新型コロナウイルス感染症拡大の影響で受け入れを中止していたが、2022 年度から対面での交流を再開している。また、短期留学生の派遣についても、2020 年度以降はオンラインでの交流プログラムを実施していたが、2022 年度から現地への派遣を行っている。

以上のことから、大学の特性を生かすとともに、教育研究成果を社会に還元する機会を適切に確保しているといえる。

③ 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、



その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

社会連携・社会貢献の適切性についての点検・評価については、「地域貢献委員会」「ボランティア・市民活動支援センター」「子ども・家族支援センター」「国際交流センター」の部署ごとに、その年度の活動実績と評価を行い、活動報告として自己点検・評価シートに記載し、全学の内部質保証推進組織である「大学運営協議会」に報告・共有している。

点検・評価の結果に基づく改善・向上の取り組みについて、当該年度の活動を評価し、改善すべき内容を明らかにし、次年度の活動計画を立案、必要であれば予算を申請し、実施するという検証・改善のサイクルを機能させることにより、大学の社会連携・社会貢献の改善・向上につなげている。例えば、「子ども・家族支援センター」では0歳から3歳の未就学児の「親子ふれあい教室」を実施しているが、療育や指導が必要な子どもと親のふれあい教室を創設することを「大学運営協議会」に報告・相談し、「大学運営協議会」と「子ども・家族支援センター」とで協議のうえ、関連する学部や学科に協力依頼し、実施に至っている。

以上のことから、社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行う体制を設けているが、2022年度に内部質保証システムを整えたばかりであることから、今後はこれを機能させ、全学的な点検・評価のもとで改善につなげていくことが期待される。

## <提言>

### 長所

- 1) 「ボランティア・市民活動支援センター」が地域との連携の窓口となって収集した地域課題への解決に教育と連動して取り組んでおり、なかでも「子ども・家族支援センター」では、子どもと家族の心と体の問題に向けて医師・看護師・臨床心理士・保育士等の専門家による相談体制を設け、「親子ふれあい教室」を子ども教育学科等の学生の学びと連携して運営し、障がいのある子どもを受け入れるなど福祉の面で先進的な取り組みも見られる。このようにボランティア活動のみならず、学生が実社会と接することによって学問の深化や市民意識の醸成、他者への理解を図る活動を展開していることは、建学の精神である「自利利他」を実現する取り組みとして評価できる。

## 10 大学運営・財務

### (1) 大学運営

#### <概評>

- ① 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

大学運営に関する方針として、建学の理念、教育の目標等の実現に向けて、教  
学組織と事務組織がそれぞれの意思決定プロセス、権限・責任及び大学運営のあ  
り方について、「高崎健康福祉大学管理運営方針」（以下「管理運営方針」とい  
う。）を定めている。また、大学の管理運営方針を明確にするとともに、大学の  
持続的発展のため、安定的な財務基盤確立のもと、中期の事業計画を策定・公表  
し、健全な管理運営を図っている。なお、中期計画にあつては理事会及び評議員  
会において、管理運営方針にあつては「大学運営協議会」においてそれぞれ起  
案・決定し、別途法人全体の将来構想等とあわせて開催する法人全体の集会にお  
いて、教職員に理事長から示している。

中期計画を大学ホームページで、管理運営方針は大学内のグループウェアにて  
教職員に周知している。

これらに加え、「外部評価委員会」からの意見も踏まえ、社会に対して大学全  
体でガバナンスの透明性や適正な運営を行うことを明示するため、「学校法人高  
崎健康福祉大学ガバナンス・コード」を策定し、大学ホームページに公開してい  
る。

以上のことから、大学運営に関する大学としての方針を策定し、適切に明示し  
ているといえる。

- ② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、こ  
れらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行って  
いるか。

大学運営に関しては、管理運営方針に基づき、大学組織にあつては、最高決定  
者を学長とし、「学校法人高崎健康福祉大学組織規程」（以下「大学組織規程」と  
いう。）において、「本法人設立の趣旨並びに建学の精神、理事会で定められた方  
針並びに計画を体し、その規則、規程等に従い大学の業務を管理する責任があり、  
その遂行に必要な権限を有する」ことを定めている。

運営の意思決定プロセスは、学長の諮問機関として、また、内部質保証の推進  
を担う組織として「大学運営協議会」を設置し、教育研究に関する重要事項は、  
学部教授会及び大学院研究科委員会の意見を聴いて学長が決定するほか、学部教  
授会及び大学院研究科委員会から提案のあつた審議事項は、「大学運営協議会」  
の議を経て学長が決定している。これらは、「高崎健康福祉大学運営協議会規程」  
「高崎健康福祉大学教授会規程」「高崎健康福祉大学大学院研究科委員会規程」  
において定めている。また、学長、副学長、学部長・学科長、研究科長・専攻主  
任等の各役職者の職務権限等は、大学組織規程及び各役職者の選考規程に定め  
ている。

くわえて、大学の管理運営に関する基本的な規程について、関係法令に基づい

て寄附行為、学則をはじめとする諸規程を整備している。

以上のことから、大学運営に関する方針に基づき、大学運営に関わる組織・会議を設け、学長等の役職者等の権限を規程に明示し、適切に運営しているといえる。なお、2022年度から法人内に設置する各学校の教学を統括する立場として「学園長」を設置しているが、法令及び学内規程に定める学長の役割に基づき、学長のリーダーシップにより教学マネジメントを推進していくことが期待される。

③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

年度ごとの予算編成にあたっては「予算要求要領」に基づき、経常的に必要な予算と、法人、大学、高等学校、幼稚園等の各部門、部署の事業計画に基づく予算要望書を取りまとめるうえ、ヒアリング及び査定を行い、関係事務局により人件費の積算、部門ごとの収入及び経常支出を積算し、原案を作成した後、評議員会、理事会において最終決定している。ただし、この前段階の予算方針の策定において、「学校法人高崎健康福祉大学経理規程」に定める所定の手続を経ていない部分があるため、所定の手続を経るよう留意されたい。

予算の執行にあたっては、「学校法人高崎健康福祉大学給与規程」「学校法人高崎健康福祉大学旅費規程」「学校法人高崎健康福祉大学経理規程」「学校法人高崎健康福祉大学研究費規程」等の経費支出に関わる規程を定め、予算管理システムを導入し、部門ごとの管理により予算超過がないよう適切に管理を行っている。

以上のことから、予算編成及び予算執行を概ね適切に行っているが、予算編成手続において一部規程との齟齬も見られるため、今後、予算編成手続のプロセスを再確認のうえ、規程との整合性を図って適切に行っていくことが望まれる。

④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

大学運営に必要な事務組織は、管理運営方針に基づき、大学の方針及び教育目標の実現に必要な組織として、大学組織規程において法人、設置する各学校等に必要な事務組織、職制、サービス、職務権限及び事務分掌を定め、必要な事務職員を配置し、各部署と常時連携を取っている。総務や人事といった基本的な事務機能に加えて、学部・組織ごとに事務組織を構築し、そのうえで、事務部は各学部学科に分けることで、それぞれの事情を考慮しつつ教職協働の活動、学生への支援活動が円滑かつ効率的に行うことが可能な体制を整備している。

事務組織と教員との連携の仕組みとしては、教務委員会、「学生委員会」をはじめとした全ての委員会に事務組織から職員が参画し、教員との意思疎通を図り、学校運営及び学生支援に対して教職協働の体制を構築し、密接な連携・協力体制

が成立している。

なお、職員採用及び昇格に関しては、「学校法人高崎健康福祉大学就業規則」「学校法人高崎健康福祉大学給与規程」及び「学校法人高崎健康福祉大学職員人事規程」に則って実施しているほか、事務職員の人材育成とモチベーションの向上を目的として人事考課制度を導入し、年に2回の短期の業務達成度を測る人事考課とあわせて総合的に考慮し、職員の昇格及び昇給の資料としている。一方で、「事務職員を対象とした人事考課制度には採用および昇格基準が規定されておらず、SD研修との関連も明確ではないので改善する」ことを課題として認識しており、これらに係る規程の策定作業を進めているところであることから、人事考課制度の円滑な運用及びSD研修等を通じて職員全体の資質、能力の向上につなげていくことが期待される。

以上のことから、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設け、その事務組織は概ね適切に機能しているといえる。

⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

大学を取り巻く社会環境の変化や大学入学者の多様化、大学のグローバル化、業務内容の高度化・複雑化するなかで大学教職員としての資質・能力向上、事務職員の一般的な事務処理能力の向上と専門知識の習得のためのスタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）として、初任者には部署単位でのOJT以外に学外で実施している電話応対研修やビジネスマナー研修等のOFF-JTへの参加を課しているほか、中間管理職や勤続年数の長い職員は、主に独立行政法人日本学生支援機構、日本私立大学協会主催の研修会のほか、必要に応じて各種研修会への参加を通じ、最新の情報を収集するなどにより個人の能力開発・資質向上に努めている。また、研修会への参加後には、職員管理職への報告と学内関係者にはグループウェアや部署単位で情報提供を行い、研修参加者のみの経験だけにとどめないよう、得られた知識の学内共有に努めている。

さらに、職員を対象としたSD活動を推進し、各部署の職員が講師となり、有志による勉強会を実施している。2018年度のSD研修チーム発足以降、多くの活動を行い、一般職員や中間管理職等職位別に対象者の限定や教員も含めた広い対象範囲で研修を実施するなど研修の幅を広げており、教職員対象のSD研修及び勉強会への参加率の向上に向けて「FD・自己点検委員会」と協働で取り組んでいる。

以上のことから、大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているといえる。

⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

大学運営の適切性についての点検・評価は、「高崎健康福祉大学自己点検・評価規則」に基づき、大学運営に関する事項について点検・評価を行うこととし、「高崎健康福祉大学内部質保証方針」に基づき、毎年度実施する点検・評価に加え、大学評価（認証評価）への申請準備等を踏まえて、3年・3年・1年の周期で『自己点検・評価報告書』を作成し、公表している。これに基づき、「高崎健康福祉大学内部質保証に関する規程」により、「FD・自己点検委員会」が中心となって点検・評価をとりまとめ、それを「大学運営協議会」に報告している。

自己点検・評価に客観性・妥当性を高めるために、複数の学外有識者で構成する「外部評価委員会」を設置し、「FD・自己点検委員会」から提出のあった『自己点検・評価報告書』と「外部評価委員会」からの評価結果を「大学運営協議会」が審議し、明らかになった問題点について各部局に改善意見を提示している。各部局は、その改善意見に基づき改善目標・計画を立てて実施することとしている。ただし、これらの手続は、「高崎健康福祉大学内部質保証に関する規程」に示した内部質保証の手続であり、事務組織を含めた大学として大学運営の適切性の点検・評価の手続とはいいがたいことから、今後は点検・評価の体制等を整え、点検・評価に基づく改善・向上につなげることが期待される。

監査に関しては、監事による監査報告書及び監査法人又は公認会計士による監査により、法人の業務及び財産の状況の監査を行い、法人全体業務に関する決定及び執行が適切であり、業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないが、現在、監事による法人の財産の状況や業務の執行及び決定の状況の監査にとどまっており、今後、内部監査の実施を含め、大学運営の適切性に関する監査体制の強化に向けて、規程の整備を進めていることから、着実な実施が期待される。なお、監事の役割の明確化が図られ、競争的研究費等の運営・管理についても重要な監査対象として確認することが求められているなか、内部監査の結果の監事への報告及び監事による理事会への報告が行われていないなどから、近年の私立大学の動向を踏まえた対応が期待される。

以上のことから、大学運営の適切性についての点検・評価を行う体制は整えているが、2022年度に内部質保証システムを整えたばかりであることから、今後はこれを機能させ、全学的な点検・評価のもとで改善につなげていくことが期待される。

(2) 財務

<概評>

① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

2022 年度に「第3次5ヶ年中期財政計画」が最終年度にあたることから、「第4次5ヶ年中期財政計画」を策定しており、財務関係比率の全国平均値（±5.0%程度）を目標値とし、決算との差異を評価したうえで、部門ごとの資金収支予算書、事業活動収支予算書による見直しを行っている。

また、2021 年度の事業報告書においても、法人全体の事業活動収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率について、過去5年間の推移と全国平均値を示している。

財務関係比率の全国平均値（±5.0%程度）という目標値は、理事会及び評議員会において事業報告書の財務比率の説明を行うなかで報告されているが、目標値については明文化されていないため、今後は財務目標を明確に設定し、その目標を達成するための具体的な施策を明らかにして実行することが求められる。

② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

財務関係比率については、「薬他複数学部を設置する私立大学」の平均と比べ、法人全体、大学部門ともに、人件費比率は高く、教育研究経費比率は低い。事業活動収支差額比率も 2020 年度、2021 年度は同平均と比べ低いが、貸借対照表関係比率は、概ね良好であり、「要積立額に対する金融資産の充足率」は 2019 年度以降改善し、一定の水準を維持していることから、教育研究活動を安定して遂行するために必要な財務基盤を確立しているといえる。

外部資金の獲得に関しては、2020 年度より外部資金を専門に扱う外部資金統括室を設置し、外部資金業務に集中できる支援体制を構築している。科学研究費助成事業公募要領等の説明及び科学研究費助成事業資金獲得に関する説明会の実施等に取り組むことにより、2022 年度の科学研究費補助金の新規採択件数・金額は増加し、受託研究費も採択件数・獲得金額が増加傾向にあるため、これらの取り組みの更なる成果が期待される。

以上

## 高崎健康福祉大学提出資料一覧

点検・評価報告書
評定一覧表
大学基礎データ
基礎要件確認シート
大学を紹介するパンフレット

その他の根拠資料	資料の名称
1 理念・目的	学校法人高崎健康福祉大学寄附行為【ウェブ】
	高崎健康福祉大学学則【ウェブ】
	高崎健康福祉大学大学院学則【ウェブ】
	高崎健康福祉大学人材養成に係る目的【ウェブ】
	高崎健康福祉大学大学院人材養成に係る目的【ウェブ】
	学部・学科等の教育研究上の目的【ウェブ】
	R4 年度健康福祉学部履修ガイド
	R4 年度薬学部履修ガイド
	R4 年度保健医療学部履修ガイド
	R4 年度人間発達学部履修ガイド
	R4 年度農学部履修ガイド
	R4 年度大学院生ハンドブック健康福祉学研究科
	R4 年度大学院生ハンドブック薬学研究科
	R4 年度大学院生ハンドブック保健医療学研究科
	R4 年度大学院生ハンドブック農学研究科
	大学案内令和5年版【ウェブ】
	R4 年度健康福祉学研究科パンフレット
	R4 学生募集要項（保健医療学研究科）
	R4 年度第9回保健医療学部教授会資料
	中期計画【ウェブ】
	2 内部質保証
高崎健康福祉大学内部質保証方針、システム体系図【ウェブ】	
高崎健康福祉大学FD・自己点検委員会規程	
各種委員会等活動方針報告書（R3実績 R4方針）	
H30 年度第4回大学運営協議会資料	
R4 年度大学運営協議会名簿	
高崎健康福祉大学副学長選考規程	
高崎健康福祉大学学長補佐に関する規程	
大学組織図	
H28 年度第10回健康福祉学部教授会資料	
H28 年度第11回健康福祉学部教授会資料	
高崎健康福祉大学自己点検・評価規則	
H29 年度第6回健康福祉学部教授会資料	
教育評価実施指針(アセスメントポリシー)【ウェブ】	
H29 アセスメントチェック表	
H30 アセスメントチェック表	
R01 アセスメントチェック表	
R2 年度アセスメントチェック表	
R3 年度アセスメントチェック表	
H30 年度第10回健康福祉学部教授会資料	
高崎健康福祉大学学外評価参画者任命に関する規程	
高崎健康福祉大学学生による教育改善委員任命に関する規程	
高崎健康福祉大学学外・学生参画による外部評価等に関する運営内規	
R1 年度3つのポリシー点検会議議事録	

	R2 年度 3 つのポリシー点検会議議事録
	R3 年度 3 つのポリシー定期点検会議議事録と対応表
	R4 年度第 3 回大学運営協議会資料
	R3 自己点検評価シート記入例（基準 7）
	H26～28 年度履行状況調査結果（該当ページのみ）
	R01 年度履行状況調査結果
	R02 年度履行状況調査結果
	R03 年度履行状況調査結果（該当ページのみ）
	R4 年度第 1 回大学運営協議会資料
	薬学教育評価【ウェブ】
	リハビリテーション教育評価機構認定審査結果
	H30 年度外部評価について（報告）【ウェブ】
	R3 年度外部評価について（報告）【ウェブ】
	H30 年度点検・評価報告書外部評価委員コメント対応表【ウェブ】
	R3 年度点検・評価報告書外部評価委員コメント対応表【ウェブ】
	大学評価・自己点検評価【ウェブ】
	高崎健康福祉大学に対する大学評価（認証評価：平成 28 年度）結果【ウェブ】
	大学評価（認証評価）結果指摘事項・対応一覧（委員会案）
	改善報告書検討結果通知
	R3 年度第 1 回健康福祉学部教授会資料
	高崎健康福祉大学教職支援センター規程
	R4 年度教職課程自己点検報告書【ウェブ】
	公表情報【ウェブ】
	健大通信【ウェブ】
	R3 事業報告書【ウェブ】
	国家試験等合格率
	R2 年度第 1 回大学運営協議会資料
	コロナ禍の対応について（感染症対策本部）
3 教育研究組織	設置の趣旨および特に設置を必要とする理由（看護学科）
	設置の趣旨および特に設置を必要とする理由（理学療法学科）
	設置の趣旨および特に設置を必要とする理由（子ども教育学科）
	設置の趣旨および特に設置を必要とする理由（生物生産学科）
	設置の趣旨および特に設置を必要とする理由（薬学科）
	設置の趣旨および特に設置を必要とする理由（理学療法学専攻）
	設置の趣旨および特に設置を必要とする理由（生物生産学専攻）
	高崎健康福祉大学総合福祉研究所運営規程
	高崎健康福祉大学子ども・家族支援センター規程
	高崎健康福祉大学子ども・家族支援センター委員会規程
	高崎健康福祉大学ボランティア・市民活動支援センター規程
	高崎健康福祉大学国際交流センター規程
	高崎健康福祉大学学習支援センター規程
	高崎健康福祉大学健康管理センター規程
	高崎健康福祉大学図書館規程
	高崎健康福祉大学看護実践開発センター運営規程
4 教育課程・学習成果	各学部・学科の教育目標【ウェブ】
	医療情報学科教育方針【ウェブ】
	社会福祉学科教育方針【ウェブ】
	健康栄養学科教育方針【ウェブ】
	薬学科教育方針【ウェブ】
	看護学科教育方針【ウェブ】
	理学療法学科教育方針【ウェブ】
	子ども教育学科教育方針【ウェブ】
	生物生産学科教育方針【ウェブ】
	医療福祉情報学専攻教育方針【ウェブ】
	保健福祉学専攻教育方針【ウェブ】



食品栄養学専攻教育方針【ウェブ】
薬学専攻教育方針【ウェブ】
看護学専攻教育方針【ウェブ】
理学療法学専攻教育方針【ウェブ】
生物生産学専攻教育方針【ウェブ】
R4 医療情報学科カリキュラムマップ
R4 社会福祉学科カリキュラムマップ
R4 健康栄養学科カリキュラムマップ
R4 薬学科カリキュラムマップ
R4 看護学科カリキュラムマップ
R4 理学療法学科カリキュラムマップ
R4 子ども教育学科カリキュラムマップ
R4 生物生産学学科カリキュラムマップ
シラバス【ウェブ】
カリキュラムとコアカリの対応表（健康栄養学科）
薬学コアカリ SBO 対応表
教育課程と指定規則との対比表（看護学科）
教育課程と指定規則との対比表（理学療法学科）
科目ナンバリング
R4 年度第4回大学運営協議会資料
高崎健康福祉大学履修規程
R4 年度シラバス作成ガイドライン
シラバス第三者チェック委嘱状
H30～R3 年度学生による授業評価アンケート集計結果表
H28 年度学生生活満足度調査結果
H30 年度学生生活満足度調査結果
R 元年度学生生活満足度調査結果
R2 年度学生生活満足度調査結果
R3 年度学生生活満足度調査結果
LMS 科目トップ画面
R4 新入生ガイダンス資料
R4 年度履修者数一覧
大学 ST 比
学位授与のプロセス【ウェブ】
高崎健康福祉大学大学院長期履修に関する規程
新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校・養成所および養成施設等の対応について
R4 年度臨地実習協議会資料（看護学科）
R2 年度の保育実習（子ども教育学科）
群馬大学と高崎健康福祉大学との教育研究交流に関する協定書
高崎健康福祉大学試験規程
成績分布を表す資料【ウェブ】
高崎健康福祉大学 GPA 内規
薬学部共通ルーブリック（卒研態度）
学位規程【ウェブ】
健康福祉学研究科修士および博士論文の審査と最終試験に関する申し合わせ
入学年度別学位授与者割合
令和4年3月卒業生就職関係資料【ウェブ】
卒業生アンケート（教育）R02【ウェブ】
卒業生アンケート（教育）R03【ウェブ】
薬学部共通ルーブリック
R4 年度第6回健康福祉学部教授会資料
大学院授業評価アンケート（個別授業に対する評価）集計結果
卒業時アンケート H30【ウェブ】
卒業時アンケート R01【ウェブ】
卒業時アンケート R02【ウェブ】
卒業時アンケート R03【ウェブ】

	R3 医療福祉情報学専攻会議議事録
5 学生の受け入れ	R4 年度学生募集要項(大学)
	R4 学生募集要項(健康福祉学研究科)
	R4 学生募集要項 (薬学研究科)
	R4 学生募集要項 (農学研究科)
	高崎健康福祉大学広報委員会規程
	高崎健康福祉大学入試委員会規程
	高崎健康福祉大学入学者選抜規程
	授業料について【ウェブ】
	奨学金・学生支援【ウェブ】
	高崎健康福祉大学入学者選抜試験問題作成委員会規程
	入試実施体制図
	高崎健康福祉大学健康福祉学部編入学委員会規程
	高崎健康福祉大学人間発達学部編入学・転入学等の手続きに関する内規
	高崎健康福祉大学農学部編入学に関する内規
	入試過去問題活用宣言について【ウェブ】
R3 年度第 5 回理学療法学科会議議事録	
6 教員・教員組織	大学の求める教員像および教員組織の編成方針
	医療情報学科教員組織の編成方針
	社会福祉学科教員組織の編成方針
	健康栄養学科教員組織の編成方針
	薬学科教員組織の編成方針
	看護学科教員組織の編成方針
	理学療法学科教員組織の編成方針
	子ども教育学科教員組織の編成方針
	生物生産学科教員組織の編成方針
	医療福祉情報学専攻教員組織の編成方針
	保健福祉学専攻教員組織の編成方針
	食品栄養学専攻教員組織の編成方針
	薬学専攻教員組織の編成方針
	看護学専攻教員組織の編成方針
	理学療法学専攻教員組織の編成方針
	生物生産学専攻教員組織の編成方針
	教員マニュアル 2023 年 3 月改定版
	高崎健康福祉大学大学教員資格基準
	高崎健康福祉大学大学院教員資格基準
	高崎健康福祉大学教員選考規程
	高崎健康福祉大学 専任教員数 (令和 4 年 5 月)【ウェブ】
	全学教務委員会教養科目専門部会内規
	教員採用フロー図
	高崎健康福祉大学教員評価実施基準
	自己評価・申告表記載例 (教員活動状況調査票)
	教員昇格フロー図
	健大 FD マップ
	FD 研修実績一覧
	高崎健康福祉大学紀要 21 号
	R3 年度第 1 回保健医療学部教授会資料
R4 年度各学部委員会委員一覧	
7 学生支援	高崎健康福祉大学学生支援に関する方針【ウェブ】
	R4 年度 学生生活ハンドブック
	H30 年度～R1 年度 学習支援センター利用状況
	R4 入学前教育一覧
	グローバルカフェ特別編実施報告 R4 年 7 月
オンライン授業環境整備支援金	

	国際交流センターブログ【ウェブ】
	高崎健康福祉大学 障がい学生支援委員会規程
	障がいのある学生への支援の手引き
	H30 年度～R3 年度学科別休学者数
	休退学・転学科に関する規程
	R3 年度学年別中途退学者数等【ウェブ】
	高崎健康福祉大学学生支援プロジェクト【ウェブ】
	新型コロナウイルス対策緊急支援金について
	家計急変者への授業料減免について
	大学指定 PC のご案内
	高崎健康福祉大学ハラスメント防止及び対策ガイドライン【ウェブ】
	ハラスメント防止対策規程
	R1 年度～R3 年度保健室利用状況
	カウンセリングルーム利用者数一覧
	新型コロナウイルス対応について（フローチャート第 9 版）
	新型コロナウイルス感染防止のための高崎健康福祉大学の諸活動制限レベルの基準表
	キャンパス内全面禁煙化【ウェブ】
	R3 年度キャリアアップ講座
	キャリアカウンセリング利用者状況（H30 年度～R3 年度）
	高崎健康福祉大学キャリアサポート委員会規程
	R3 年度就職講座資料
	R3 年度 SPI 講座パンフレット
	R3 年度公務員試験対策講座パンフレット
	R3 教職支援センター事業報告書【ウェブ】
	平昌五輪金メダル報告会について【ウェブ】
	スケート部新聞記事
	R3 年ボランティア市民活動支援センター事業報告
8 教育研究等環境	高崎健康福祉大学 教育研究環境の整備に関する方針【ウェブ】
	高崎健康福祉大学 学内ネットワーク環境一覧
	高崎健康福祉大学情報セキュリティ委員会規程
	高崎健康福祉大学情報セキュリティ対策基本方針【ウェブ】
	学校法人高崎健康福祉大学経理規程
	学校法人高崎健康福祉大学固定資産及び物品管理規程
	高崎健康福祉大学情報モラル規程
	高崎健康福祉大学コンピュータ利用規程
	高崎健康福祉大学メールサービス利用規程
	ICT ガイダンス資料【ウェブ】
	高崎健康福祉大学図書館運営委員会規程
	高崎健康福祉大学図書館利用規程
	図書、資料の所蔵数及び受け入れ状況
	私大全国平均受け入れ冊数・学生数
	大学規模
	学生閲覧室
	図書館利用状況
	図書館報「藤波」
	高崎健康福祉大学における公正な研究活動及び適正な資金執行規程【ウェブ】
	個人研究費細則
	高崎健康福祉大学研究費規程
	高崎健康福祉大学卒業研究費規程
	高崎健康福祉大学大学院専門研究費規程
	高崎健康福祉大学学内研究交流助成金取扱い規程
	高崎健康福祉大学講座研究費規程
	科研費採択一覧（H30～R4 年度）
	外部資金取得一覧
	科研費学科別獲得件数（H30 年度～R4 年度）
	高崎健康福祉大学教員の服務細則

	高崎健康福祉大学研究倫理委員会規程
	学校法人高崎健康福祉大学研究活動等における不正に対する措置に関する内規【ウェブ】
	高崎健康福祉大学不正調査に関する内規【ウェブ】
	高崎健康福祉大学動物実験委員会規程
	高崎健康福祉大学動物実験等の実施に関する規程【ウェブ】
	高崎健康福祉大学遺伝子組換え実験安全管理規程
	動物実験に関する外部検証について【ウェブ】
	動物実験施設 検証実施証明書 (H31)
	H30年4月研究倫理審査一覧
	R1年4月研究倫理審査一覧
	R2年4月研究倫理審査結果一覧
	R3年4月研究倫理審査結果一覧
9 社会連携・社会貢献	高崎健康福祉大学社会との連携・協力に関する方針【ウェブ】
	高崎健康福祉大学地域貢献委員会規程
	R3 地域貢献事業概要
	R3 年度高大連携報告書
	R4 年度健大FP 募集と実施報告について【ウェブ】
	R2-R4 出張模擬講義実施一覧
	R04 年度理科スクール募集案内
	R4 高校生へ向けた取り組み一覧
	R4 年度公開授業アンケート結果【ウェブ】
	R3 年度子ども・家族支援センターの活動について
	子どもセンター英語 HP【ウェブ】
	ボランティア・市民活動支援センター運営委員会要綱
	農学部・大学院農学研究科年報【ウェブ】
	群馬県における農業振興及び6次産業化推進に係る連携協定
	JA グループ群馬相互連携協力の推進に係る協定書
	玉村町連携協力に関する協定書
	薬学部生涯研修セミナー実績
	とりせん弁当【ウェブ】
	施設貸出状況
	国際化と国際交流推進に関する基本方針【ウェブ】
	高崎健康福祉大学国際交流委員会規程
	高崎健康福祉大学 MOU 提携先
	国際交流事業プログラム実績
	各海外研修アンケート結果
	R4 年度学生受入れ・派遣プログラム
	長期留学派遣者数
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	高崎健康福祉大学管理運営方針
	高崎健康福祉大学学長選考規程
	高崎健康福祉大学 副学長選考規程
	高崎健康福祉大学学部長及び学科長選考規程
	高崎健康福祉大学研究科長及び専攻長選考規程
	学校法人高崎健康福祉大学組織規程
	高崎健康福祉大学教授会規程
	高崎健康福祉大学大学院研究科委員会規程
	高崎健康福祉大学規程集 目次 (R4)
	第1編法人 第1章総則
	第1編法人 第2章組織
	第1編法人 第3章人事
	第1編法人 第4章給与
	第1編法人 第5章財務
	第2編大学 第1章総則
	第2編大学 第2章組織
	第2編大学 第3章人事

	第2編大学 第4章教務・学生
	第2編大学 第5章図書館
	第2編大学 第6章体育施設
	第2編大学 第7章その他
	学校法人高崎健康福祉大学理事・監事一覧【ウェブ】
	予算要求要領(R04)
	予算要求会議タイムスケジュール(令和3年度)
	R4年度第1回評議員会_要項及び議事録
	R4年度第1回理事会_要項及び議事録
	学校法人高崎健康福祉大学給与規程
	学校法人高崎健康福祉大学旅費規程
	5ヵ年連続財務計算書類(様式7-1)
	公認会計士による監査報告書(H29年度～R4年度)
	監事による監査報告書(H29年度～R4年度)
	学校法人高崎健康福祉大学就業規則
	学校法人高崎健康福祉大学職員人事規程
	SD活動方針報告書(平成30年度～令和4年度)
	SD活動一覧
10 大学運営・財務 (2) 財務	第4次5ヵ年中期財政計画(令和5年度～令和9年度)
	第1次5ヵ年中期財政計画(平成21年度～平成25年度)
	第2次5ヵ年中期財政計画(平成26年度～平成30年度)
	第3次5ヵ年中期財政計画(平成30年度～平成34年度(令和4年))
	H29年度計算書類
	H30年度計算書類
	R01年度計算書類
	R02年度計算書類
	R03年度計算書類
	R04年度計算書類
	R3年度財産目録
その他	学生の履修登録状況(過去3年間) 230619

高崎健康福祉大学提出・閲覧用準備資料一覧（実地調査）

	資料の名称
1 理念・目的	建学の理念【ウェブ】
2 内部質保証	令和5年度保健医療学部第6回教授会資料 大学基礎データ表2(R5年度5月1日) 高崎健康福祉大学内部質保証システム体系図(修正案) 高崎健康福祉大学運営協議会規程改正案 R5年度臨時高崎健康福祉大学運営協議会次第 R5年度臨時高崎健康福祉大学運営協議会議事録案 学長補佐チーム役割り 学長素案 授業評価アンケート実施依頼(中間)教授会要項 授業評価アンケート実施依頼(期末)教授会要項 【新旧対照】自己点検・評価シート(見直し案) 3つのポリシーのアセスメントについて 学長案_3つのポリシー R2年度第2回大学運営協議会資料 高崎健康福祉大学大学ホームページ運用規程
3 教育研究組織	R05 シラバス健大で学ぶ Well-being FDの日報告【ウェブ】 学長補佐チームの役割
4 教育課程・学習成果	CAPが年間50単位を超える理由について R4年度学科別成績評価割合 社会福祉士新カリキュラム変更の要点 R5年度子ども教育学科カリキュラム・企画委員会議事録(第1-6回) R5年度子ども教育学科第6回学科会議資料 複数資格取得希望者一覧 H29年度第1回大学運営協議会議事録 H30年度第1回大学運営協議会資料(社会福祉学科) H30年度第1回大学運営協議会資料(薬学科) R4年度企業説明会0714【ウェブ】 R4年度企業説明会0930【ウェブ】 R4年度キャリアアップ講座1007【ウェブ】 農学部就職状況(新聞記事)231013 R2年度オンライン授業実施指針および依頼 R4年度第5回全学教務委員会議事録 社会福祉学科国家試験結果 R4年度研究発表会要旨集 研究発表評価票 R4年度第6回教授会資料(学長補佐チーム) 第17回学長補佐チーム会議資料 R5年度第6回教授会資料(学長補佐チーム) 健康栄養学科学習成果の可視化学生コメント 学修ポートフォリオの画面サンプル 管理栄養士論I~IVシラバス R3年度第4回大学運営協議会議事録 H29年度第1回全学教務委員会議事録 R5年度「健大で学ぶwell-being」振り返り会議議事録
5 学生の受け入れ	高崎健康福祉大学大学院入学者選抜規程(案) 社会福祉学科小論文採点シート 社会福祉学科面接採点シート 社会福祉学科判定会議資料

6 教員・教員組織	薬学部教授候補者の評価法
	FD 研修実績一覧 (20231001 更新)
	H30 第 5 回 FD・自己点検委員会_議事録
	R02 第 1 回 FD・自己点検委員会_議事録
	R05 第 3 回 FD・自己点検委員会議事録
	R03 第 2 回薬学部将来構想会議議事録
	臨床病態学分野教授選考に関する経過
	R04 第 3 回薬学部教授協議会次第
7 学生支援	学生委員会規程
8 教育研究等環境	学内ネットワーク接続申請書ワークフロー
	バリアフリー対応一覧
	整地図
	カフェ出店者選考会実施要領
	ボランティア市民活動支援センター活動実績
	ボランティア学生活動状況 (R2-R4)
	2020 年に配信した動画一覧
	R5 年度保育方法論参加状況
	R5 年度保育方法論での学生の感想
	R5 年度カフェオレサークルメンバー
	教職支援センター利用人数一覧 (R2-R4)
	国際交流センター利用者数 (R04, 05)
	教員マニュアル (外部資金室)
	フレゼニウス大学の雇用証明書
	TA リスト (R3~R5)
	R2-4 年労働条件申出書
	R4 年度第 1 回健康福祉学研究科資料
研究倫理講習会のお知らせ	
R5 年度研究倫理講習会参加者一覧	
9 社会連携・社会貢献	国際交流派遣、受入、オンライン参加状況
	R5 年度カフェオレサークルのメンバー
	カフェオレの参加メンバー の確認
	インターンシップ受入一覧 (R3-R4)
	やま・さと応援隊ポスター
	学生社会貢献活動後アンケート
	活動方針報告書依頼教授会資料
	活動方針報告書_R4 実績 R5 方針
	R05_4 月大学運営協議会議事録
	R5 年度第 1 回子ども・家族支援センター運営会議議事録
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	全体集会開催案内
	全体集会欠席連絡
	大学管理運営方針アップロード画面
	R3 年度第 6 回大学運営協議会議事録
	大学管理運営方針へのログ情報
	学校法人高崎健康福祉大学ガバナンス・コード掲載 URL
	学園長選考規程
	R3 年度第 4 回理事会議事録
	R3 年度第 6 回理事会議事録
	予算要求タイムスケジュール
	予算要求整理表
	Dr. Budget 製品案内
	学校法人高崎健康福祉大学人事評価実施規程 (案)
	学校法人高崎健康福祉大学事務職員採用・昇任規程 (案)
	人事考課票

	自己評価票
	上司評価票
	内規制定承認
	SD 研修チーム運営内規
	R4 年度 SD 研修チームミーティング議事録 (第 1-6 回 : 通算第 29-34 回)
	R3 年度第 1 回 WG2 会議議事録
	R4 年度第 6 回大学運営協議会議事録
	R4 年度理事会議事録 (第 5-6 回)
	監事監査規程 (案)
	内部監査実施状況
	内部監査規程
	不正防止計画
10 大学運営・財務 (2) 財務	第 4 次 5 ヶ年中期財政計画策定に伴う分析
	R05.7 理事会議事録
	R05.7 評議員会議事録
その他	令和 4 年度自己点検・評価シート
	点検・評価シート提出依頼先一覧 (R04)
	R05 第 4 回 FD・自己点検委員会 議事録 0727
	教員資格基準 (学科内規)
	選考委員会の内規
	農学研究科の研究指導についての FD 内容がわかる資料
	農福連携に関する活動記録・報告資料
	学長プレゼン資料
	5 章見解 (231031 学長より)